

北海道ホームレス自立支援等実施計画

平成18年2月

北 海 道

はじめに

近年の厳しい経済・雇用情勢を背景として、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人々が多数存在しています。

ホームレスの多くは公園、河川敷、道路、駅舎を起居の場所として日常生活を営んでおりますが、日々の食事の確保も難しいといった自身の厳しい生活や人権上の問題はもとより、公園等の公共施設を占拠していることにより地域社会との間で問題を生じることとも危惧される社会問題になっています。

ホームレスに関しては、本人が好きでやっていること、努力が足りないなど、個人の問題と捉える向きもありますが、不況による失業、産業構造や就業構造の変化などの社会的要因によってホームレスになった人も多数おります。

国においては、平成14年8月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行され、平成15年7月には同法に基づく基本方針が示されました。

この基本方針には、12項目の自立に向けた推進策が示されています。

また、国が、平成15年1月から2月に実施した「ホームレスの実態に関する実態調査」においては、全国で25,296人が、道内では142人のホームレスが確認されています。

さらに、平成16年8月から10月にかけて北海道が独自に行ったホームレス実態調査においては、6市において111人が確認されました。

これまでの北海道におけるホームレス対策は、ホームレスの人数が少なく、既存の事業等を活用して、個々にきめ細かい対応をすることとしてまいりましたが、ホームレスの自立支援等に活用できる既存事業を体系化することや、ホームレスを生み出さないための対策を講じる必要があること、また、現在ホームレスが存在しない市町村にホームレスが出現した場合の対応マニュアルとなるものが必要であることから、この度、「北海道ホームレス自立支援等実施計画」を策定することといたしました。

この実施計画は、国、市町村、関係機関、さらにはホームレスの自立を支援する民間団体と連携・協働して進めてまいります。

今後におきましても、道民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

平成18年2月

北海道知事 高橋 はるみ

目 次

第1 実施計画の策定にあたって	1
1 実施計画の目的（基本目標）	1
2 実施計画の位置付け	1
3 実施計画の期間	1
4 実施計画の進め方	2
第2 ホームレスの現状	3
1 全国のホームレスの現状	3
2 北海道におけるホームレスの現状	4
第3 ホームレスの自立支援等対策の推進施策（方向性）	18
基本的な考え方	18
施策の体系	19
課題別対策の推進施策（方向性）	20
1 総合的な相談体制の整備	20
2 保健及び医療の確保	21
3 生活保護法による保護の実施	22
4 安定した居住の場所の確保	23
5 就業機会の確保	24
6 ホームレスの人権擁護	25
7 地域における生活環境の改善、安全の確保等	26
8 民間団体との連携	27
9 ホームレスを生み出さない地域社会づくり	28
第4 ホームレス問題が顕在化していない市町村における取組	29
第5 市町村における対応	30
1 自立支援等対応フロー	31
2 自立支援等対応要領	32
3 様式（情報受理票・調査記録票）	33
用語解説	35
資料編	38
1 『ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法』	39
2 『ホームレスの自立の支援等に関する基本方針』	43
3 「ホームレス自立支援等対策連絡会議」設置要綱	56
4 道内民間団体一覧	57

第1 実施計画の策定にあたって

1 実施計画の目的（基本目標）

この計画は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（平成14年8月7日法律第105号。以下、「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（平成15年7月31日厚生労働省・国土交通省告示第1号。以下、「基本方針」という。）を踏まえて、ホームレスに関する実情に応じた施策を実施するために策定する計画であり、その目的（基本目標）は次のとおりです。

なお、本実施計画で取り上げる「ホームレス」とは、「法」に基づく、「都市公園（用語解説1）、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」と定義しますが、対象者については、ホームレスになることを余儀なくされるおそれのある人も含めます。

- (1) 自立の意思がありながらホームレスになることを余儀なくされた人が、ホームレス生活から脱却し、地域社会の中で自立した生活を営めるように支援すること。
- (2) 国、市町村、関係機関、ホームレスの自立支援等を行っている民間団体等と連携、協働しながら、ホームレスについての道民の理解と協力を得て、ホームレスの自立支援等に関する施策及びホームレスを生み出さない地域社会づくりを総合的に推進すること。

2 実施計画の位置付け

- (1) 「法」及び「基本方針」に基づいて策定した計画です。
- (2) 「北海道保健医療福祉計画」（用語解説2）等関連計画と連携し推進するための計画です。
- (3) 道におけるホームレス施策について、保健・医療、福祉、住居、就業、人権、男女平等、地域安全等多岐にわたる分野における施策の連携を図りながら、計画的、総合的に推進するための計画です。
- (4) 道におけるホームレス施策について、ホームレスの存在が確認されている市町村と連携を図りながら総合的に推進するとともに、道による取組みを明示するために策定する計画です。
- (5) 市町村が実施計画を策定する際に留意すべき事項を記載した計画です。

3 実施計画の期間

この計画の期間は、「基本方針」を踏まえ平成17年度から平成21年度までの5年間とします。

ただし、「法」及び「基本方針」が見直された場合は、期間内であっても見直しを実

施します。

4 実施計画の進め方

この計画は、「ホームレスが、地域社会の中で自立した生活を営むことができる」ことを目指し、そのために、総合的な相談・支援体制の確保、保健・医療の確保、生活保護、住居・就労の確保等さまざまな分野での取組みや、広域的な連携や調整などが必要であるため、道、市町村がそれぞれの役割を担うとともに、国、民間団体と連携・協働を図り、総合的かつ効果的に施策を展開することを基本とします。

(1) 道の役割

- ・ 「基本方針」に即して、市町村におけるホームレス対策が効果的かつ効率的に実施されるための課題や方策の検討を行います。
- ・ 広域的な観点から、市町村が実施する各種施策が円滑に推進されるよう、市町村間の調整を行います。
- ・ 市町村における実施計画の策定や各種施策の取組に対して情報提供等の支援を行います。
- ・ 各部での関連施策の連携を強化し、効果的な施策の推進を行います。
- ・ 「ホームレス自立支援等対策連絡会議」(用語解説3)を開催します。

(2) 市町村の役割

- ・ 「基本方針」や道の策定した実施計画に即して、必要に応じてホームレスの自立支援等に関する市町村実施計画を策定し、その実施計画に基づき、各市町村の実情に応じて計画的な施策を実施します。
その際、ホームレスに対する各種相談や福祉施策を自ら実施するだけでなく、住宅施策や就業施策等も含めた、各ホームレスの状況に応じた個別具体的かつ総合的な施策を実施するとともに、こうした施策の取組状況等について積極的に情報提供を行います。
- ・ 実施計画を策定しない市町村や策定過程にある市町村においても、必要に応じて、積極的にホームレスの自立支援等に向けた施策を実施します。
- ・ 市町村において、ホームレスの自立支援に関する事業を実施する際には、関係団体と充分連携します。

(3) 国との連携

- ・ 「基本方針」に即し、この実施計画に記載された事項に基づき、国、北海道労働局、北海道開発局、その他の国の関係機関との連携を図ります。

(4) 民間団体(用語解説4)との連携と協働

- ・ ホームレスの自立支援等に取り組んでいる民間団体は、ホームレスにとって最も身近な存在であり、ホームレスの生活実態の把握や支援活動に重要な役割を担っています。
このため、適宜意見交換を行う等連携を図り、道及び市町村が実施する事業等についても民間団体の協力を得て、ホームレスの自立支援等の推進に努めます。

第2 ホームレスの現状

1 全国のホームレスの現状

全国におけるホームレスの人数を把握するため、国では、平成11年から平成13年にかけて3回の調査を行い、おおむね2万人前後のホームレスの数が把握されました。

しかしながら、いずれの調査も、全国すべての市町村（特別区を含む。以下同じ。）から報告があったものではなく、報告のあった市町村数も調査ごとに異なっていました。

このような中、今後のホームレスの自立を支援していくための施策やそれに基づき事業を展開していくうえで必要となるデータ等を得るために、平成15年1月から2月にかけて、すべての市町村を対象に統一した調査方法による全国調査を初めて実施しました。

この調査結果によると、ホームレスが確認できた市町村数 581 市町村で、その人数は 25,296 人となっています。

都道府県別に見ると、大阪府（7,757 人）や東京都（6,361 人）、愛知県（2,121 人）が多く、数のばらつきはあるものの、すべての都道府県でホームレスが確認されました。

また、ホームレスが確認された 581 市町村のうち、500 人以上のところは 9 か所、100 人以上のところは 41 か所であるのに対し、10 人未満のところは 391 か所と 7 割を占めています。

ホームレスの多い市(区)町村は、大阪市 6,603 人、東京 23 区 5,927 人、名古屋市 1,788 人、川崎市 829 人、京都市 624 人、福岡市 607 人、横浜市 470 人、北九州市 421 人と都市部に集中しています。

2 北海道におけるホームレスの現状

(1) ホームレスの概数

平成15年1～2月に実施した全国一斉調査の結果、道内においては142人のホームレスが確認され、市町村・民間支援団体による生活相談や炊き出し等の支援が行われている実態が把握された。

全国一斉調査から1年半が経過したことから、平成16年8月下旬から10月上旬にかけて、北海道として独自に調査を行い、全国一斉調査時との比較を行うとともに、より具体的な生活実態調査を実施した。

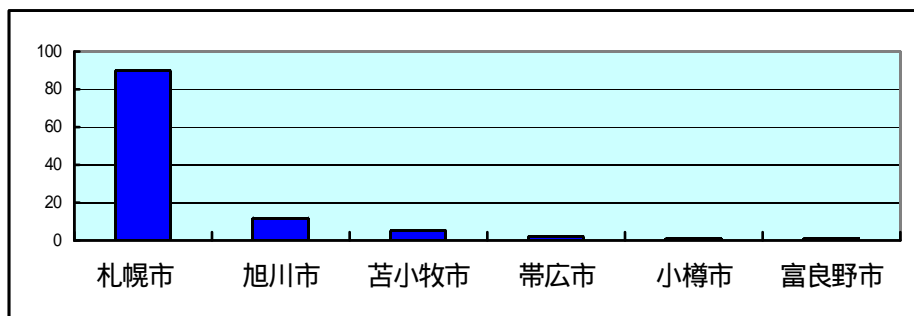
調査の結果、ホームレスが確認されたのは6市で、人数は111人となり、前回調査結果と比較すると31人の減だった。

市町村別で見ると、札幌市が90人と最も多く、次いで旭川市が12人、苫小牧市が5人、帯広市が2人、小樽市・富良野市が1人であった。

ホームレスが確認された場所別に見ると、都市公園(用語解説1)が47人と多く、次いで駅舎が24人、河川敷が10人、道路が6人、その他施設が24人であった。

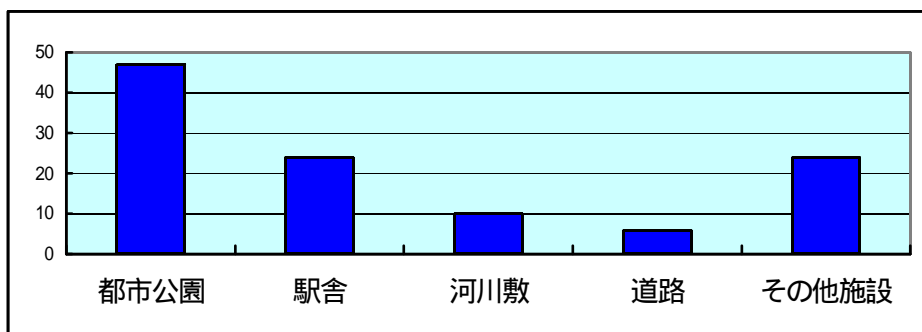
ホームレスの確認数(市町村別人数)

市町村名	人数
札幌市	90
旭川市	12
苫小牧市	5
帯広市	2
小樽市	1
富良野市	1
計	111



ホームレスが確認された場所

場所	人数
都市公園	47
駅舎	24
河川敷	10
道路	6
その他施設	24
計	111



(2) ホームレス生活実態調査の結果

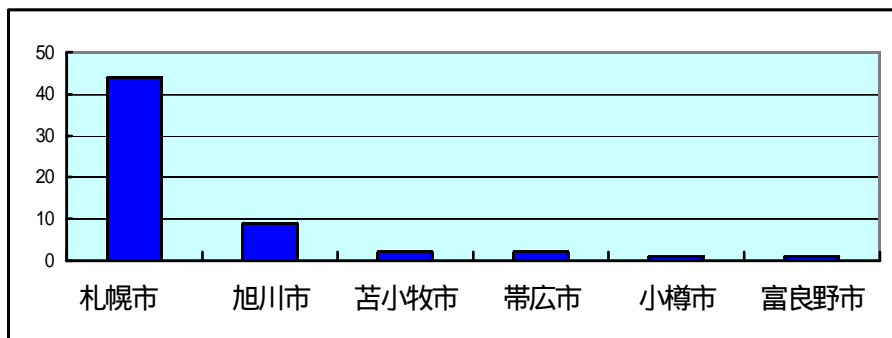
平成16年度に実施した北海道独自調査においては、聞き取りによる生活実態調査を行い、59人から回答が得られた。

回答結果は以下のとおり。

なお、回答者の所在地は、札幌市～44人、旭川市～9人、帯広市・苫小牧市～各2人、小樽市・富良野市～各1人であった。

生活実態調査回答者

市町村	人数
札幌市	44
旭川市	9
苫小牧市	2
帯広市	2
小樽市	1
富良野市	1
計	59



調査対象者の年齢・性別

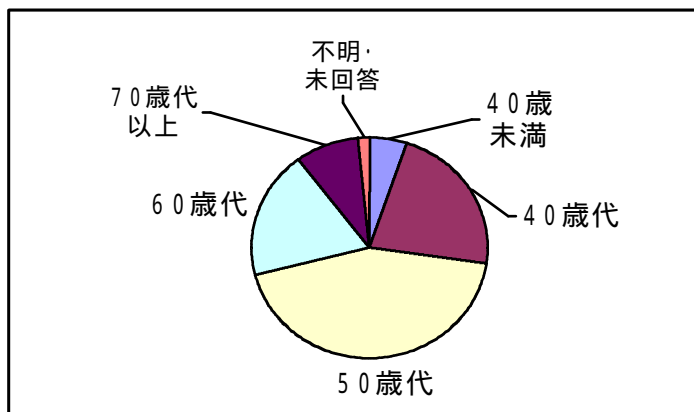
ホームレスの平均年齢は55.4歳で、最高年齢は76歳、最低年齢は26歳であった。

最も多い年齢層は50代で44.1% (26人)、次いで40代22.0% (13人)、60代18.6% (11人)で、この3年代で84.7%を占めていた。

調査対象者の性別は全て男性であった。

ホームレスの年齢構成

年代	人数	割合
40歳未満	3	5.1%
40歳代	13	22.0%
50歳代	26	44.1%
60歳代	11	18.6%
70歳代以上	5	8.5%
不明・未回答	1	1.7%
計	59	100.0%



路上での生活について

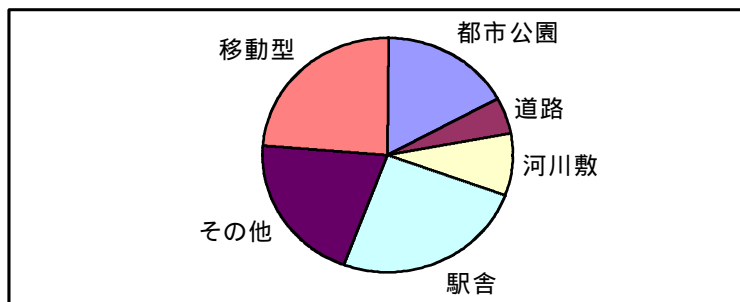
生活している場所が定まっている人は76.3%（45人）であった。

「都市公園」（用語解説1）、「駅舎」を起居の場所としている人が多く、その他「河川敷」、「道路」のほか「バスターミナル」を起居の場所としている人もいた。

寝場所は7割以上の人が、簡単な敷物を敷くか特に作らずに寝ている。テントや小屋を設置したり、ダンボール等で寝場所を作る人は少なかった。

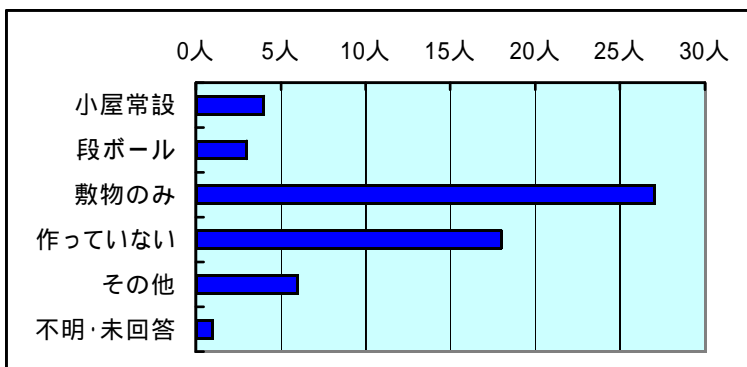
現在の起居の場所

場所	人数	割合
都市公園	10	16.9%
道路	3	5.1%
河川敷	5	8.5%
駅舎	15	25.5%
その他	12	20.3%
移動型	14	23.7%
計	59	100.0%



どのような寝場所か

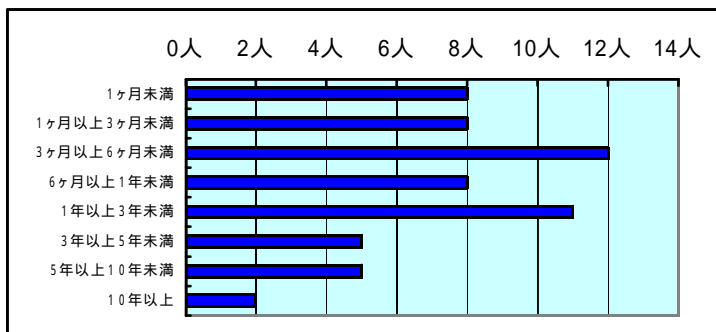
寝場所	人数	割合
小屋常設	4	6.8%
段ボール	3	5.1%
敷物のみ	27	45.8%
作っていない	18	30.5%
その他	6	10.2%
不明・未回答	1	1.7%
計	59	100.0%



ホームレスになってからの期間は様々であるが、1年未満の人は61.0%（36人）と全体の過半数を占めている。

現在の路上生活の期間

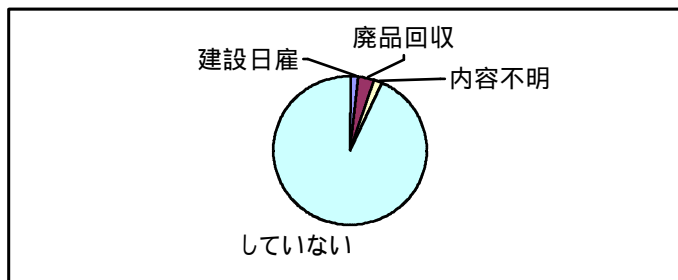
期間	人数	割合
1ヶ月未満	8	13.6%
1ヶ月以上3ヶ月未満	8	13.6%
3ヶ月以上6ヶ月未満	12	20.3%
6ヶ月以上1年未満	8	13.6%
1年以上3年未満	11	18.6%
3年以上5年未満	5	8.5%
5年以上10年未満	5	8.5%
10年以上	2	3.4%
計	59	100.0%



路上生活をしながら収入のある仕事をしている人は6.8%（4人）であった。

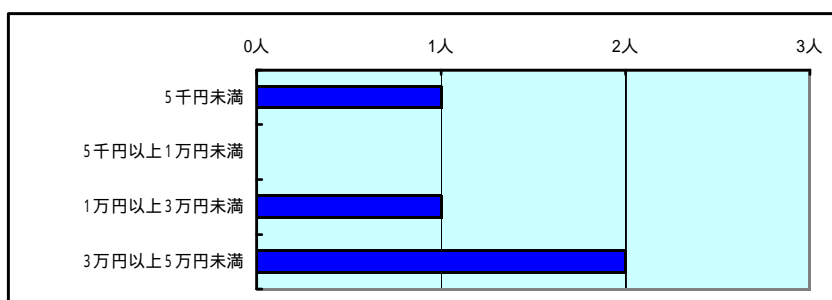
現在の仕事（収入有り）

仕事内容	人数	割合
建設日雇	1	1.7%
廃品回収	2	3.4%
内容不明	1	1.7%
していない	55	93.2%
計	59	100.0%



平均月収（直近3か月平均）

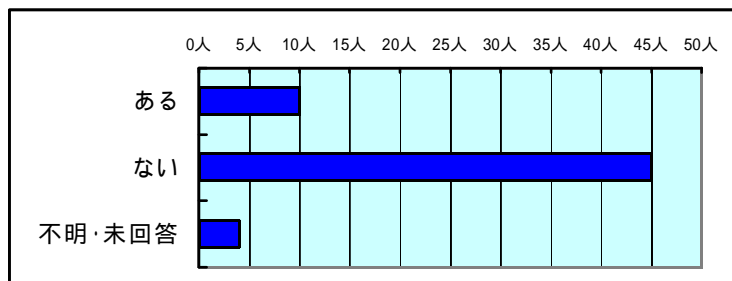
金額	人数	割合
5千円未満	1	25.0%
5千円以上1万円未満	0	0.0%
1万円以上3万円未満	1	25.0%
3万円以上5万円未満	2	50.0%
計	4	100.0%



仕事以外の収入がある人は16.9%（10人）で、収入の種類は年金、保険、家族・友人からの援助等であった。

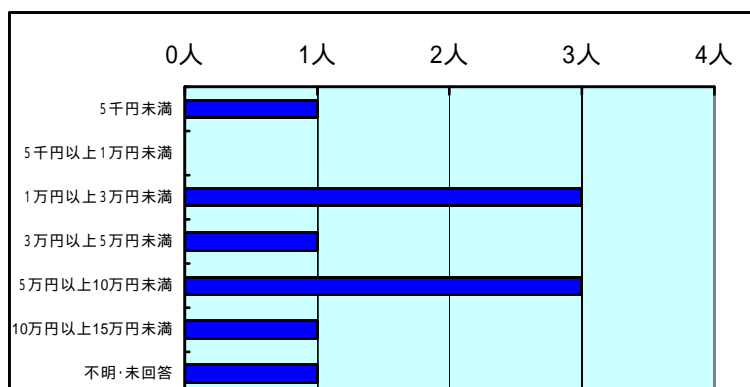
仕事以外の収入

収入の有無	人数	割合
ある	10	16.9%
ない	45	76.3%
不明・未回答	4	6.8%
計	59	100.0%



仕事以外の月収平均（直近3か月）

金額	人数	割合
5千円未満	1	10.0%
5千円以上1万円未満	0	0.0%
1万円以上3万円未満	3	30.0%
3万円以上5万円未満	1	10.0%
5万円以上10万円未満	3	30.0%
10万円以上15万円未満	1	10.0%
不明・未回答	1	10.0%
計	10	100.0%

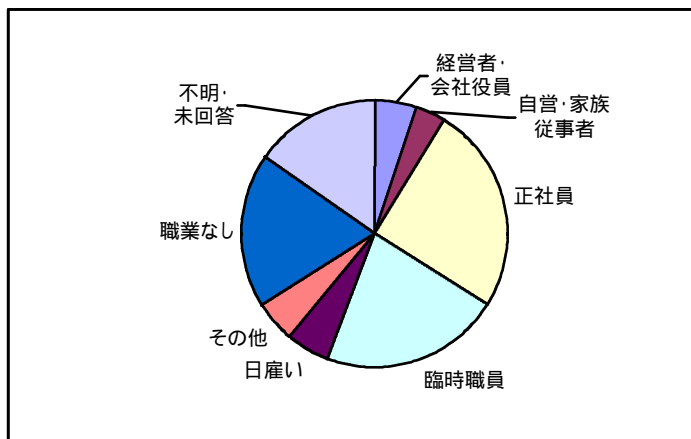


路上生活までのいきさつ

路上生活をする直前まで仕事に就いていた人は 66.1 % (39 人) で、雇用形態は「正社員」、「臨時・パート・アルバイト」が多い。仕事の内容は土木作業員が 8 人と多いが、業種は様々であった。

路上生活直前の職業

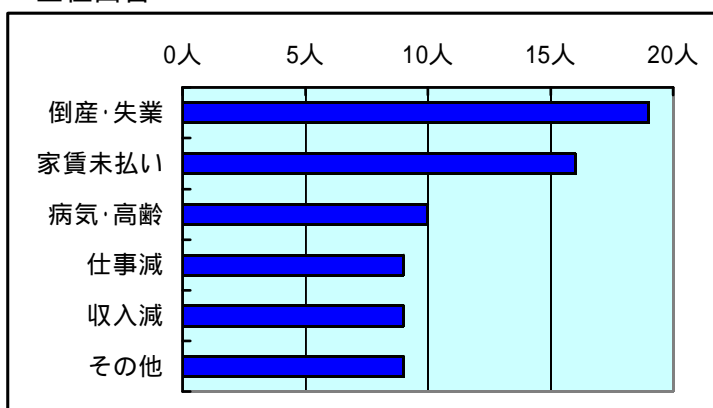
職業	人数	割合
経営者・会社役員	3	5.1%
自営・家族従事者	2	3.4%
正社員	15	25.4%
臨時職員	13	22.0%
日雇い	3	5.1%
その他	3	5.1%
職業なし	11	18.6%
不明・未回答	9	15.3%
計	59	100.0%



路上生活をするようになった理由は、「会社の倒産・失業」が 32.2 % (19 人) 「家賃が払えなくなった」が 27.1 % (16 人) と多く、次いで「病気・けが・高齢で仕事ができなくなった」16.9 % (10 人) 「仕事が減った」15.3 % (9 人) 「収入が減った」15.3 % (9 人) であった。

ホームレスになった理由 (複数回答) * 上位回答

理由	人数	割合
倒産・失業	19	32.2%
家賃未払い	16	27.1%
病気・高齢	10	16.9%
仕事減	9	15.3%
収入減	9	15.3%
その他	9	15.3%

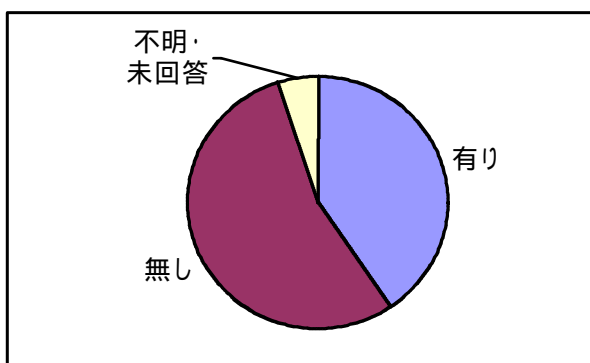


健康状態と福祉制度

約半数の人が体の不調を訴えているが、その約8割は何も処置していない。

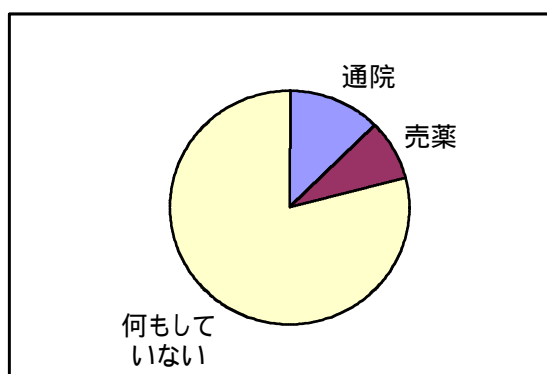
現在の体の不調の有無

不調の有無	人数	割合
有り	24	40.7%
無し	32	54.2%
不明・未回答	3	5.1%
計	59	100.0%



不調がある場合の対処

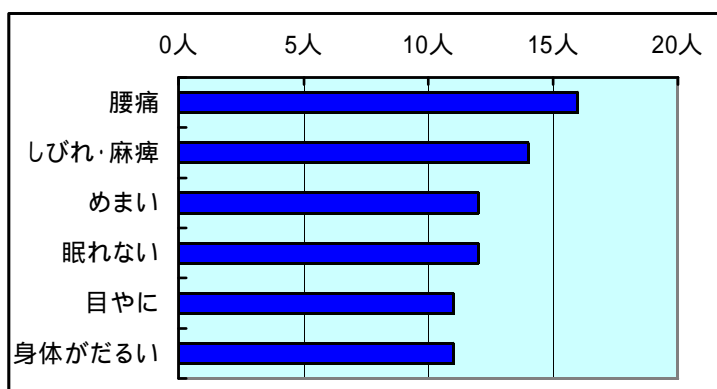
対処方法	人数	割合
通院	3	12.5%
売薬	2	8.3%
何もしていない	19	79.2%
計	24	100.0%



路上生活をしている間、「腰痛」、「しびれ・麻痺」、「めまい」、「不眠」、「目やに・目のかすみ」、「身体がだるい」といった症状を訴える人が多い。

ホームレスをしている間（1年以内）の症状（複数回答）*上位回答

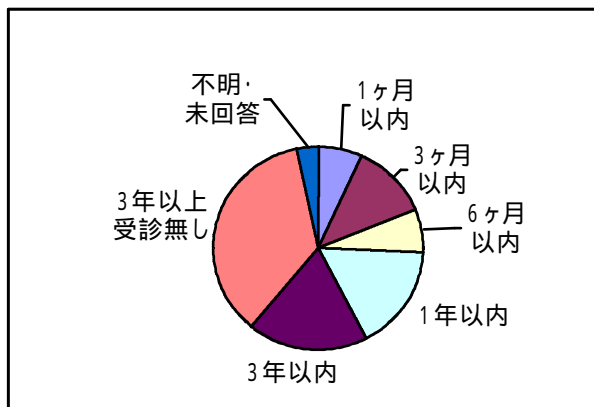
症状	人数	割合
腰痛	16	27.1%
しびれ・麻痺	14	23.7%
めまい	12	20.3%
眠れない	12	20.3%
目やに	11	18.6%
身体がだるい	11	18.6%



約半数の人が1年以上医療機関での受診はなく、健康診断も受けていない。

最後に医療機関・健康診断を受けた時期

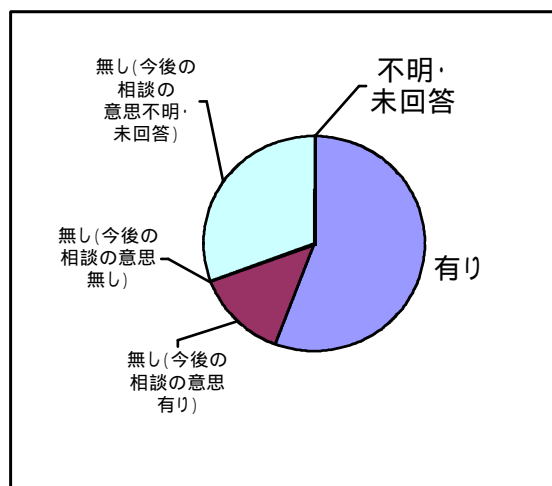
時期	人数	割合
1ヶ月以内	4	6.8%
3ヶ月以内	7	11.9%
6ヶ月以内	4	6.8%
1年以内	10	16.9%
3年以内	11	18.6%
3年以上受診無し	21	35.6%
不明・未回答	2	3.4%
計	59	100.0%



路上生活前又は路上生活中に福祉事務所(用語解説5)、役場に相談に行った人は55.9%(33人)。今後相談に行く予定の人は8人であり、41人は市町村との接点があった。

路上生活前、路上生活中の福祉事務所等への相談の有無

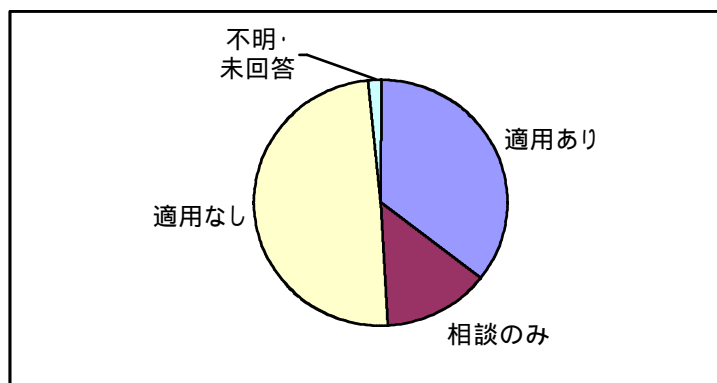
有無	人数	割合
有り	33	55.9%
無し(今後の相談の意思有り)	8	13.6%
無し(今後の相談の意思無し)	0	0.0%
無し(今後の相談の意思不明・未回答)	18	30.5%
不明・未回答	0	0.0%
計	59	100.0%



これまでに1度でも生活保護制度を適用されたことがある人は35.6%（21人）であった。

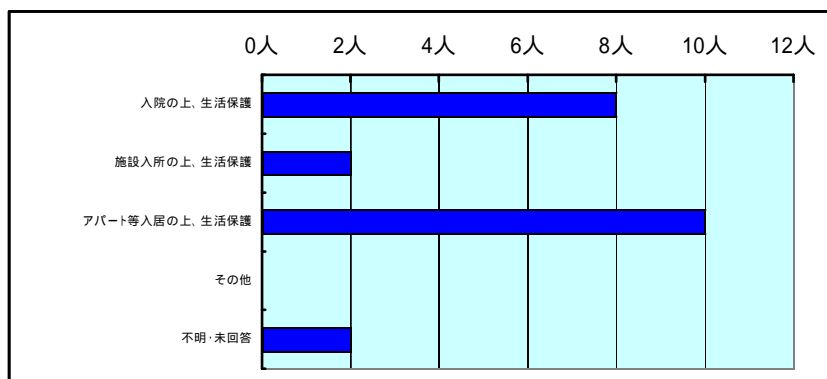
生活保護制度の適用状況

適用状況	人数	割合
適用あり	21	35.6%
相談のみ	8	13.6%
適用なし	29	49.1%
不明・未回答	1	1.7%
計	59	100.0%



生活保護適用者のうち、その生活保護の状況（複数回答）

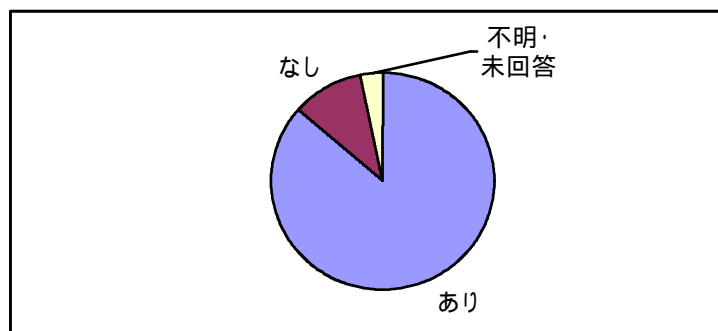
状況	人数	割合
入院の上、生活保護	8	38.1%
施設入所の上、生活保護	2	9.5%
アパート等入居の上、生活保護	10	47.6%
その他	0	0.0%
不明・未回答	2	9.5%



公営住宅、民間賃貸住宅等に入所したいと思う人は86.4%（51人）。これまで入居できなかった理由として、「家賃を払える収入がない」、「保証人になってもらえる人がいない」と答えた人が多かった。

公営住宅・民間賃貸住宅への入居希望

希望の有無	人数	割合
あり	51	86.4%
なし	6	10.2%
不明・未回答	2	3.4%
計	59	100.0%



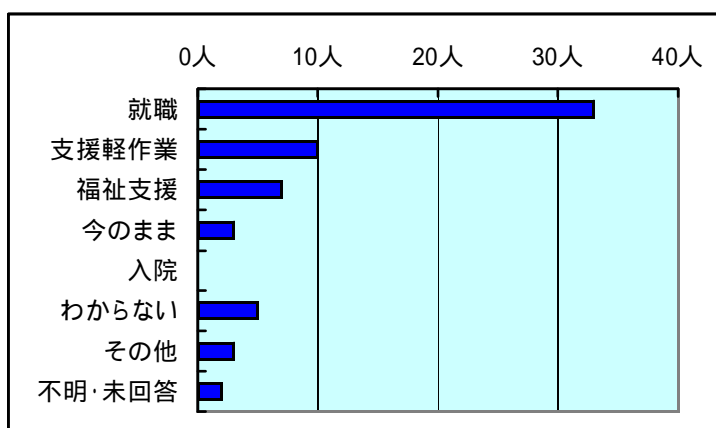
自立について

今後、「きちんと就職して働きたい」と望んでいる人は 55.9 % (33 人)。「行政の支援を受けながら軽い仕事をしたい」が 16.9 % (10 人)。「福祉を利用して生活したい」が 11.9 % (7 人)であった。

一方で「今のままでいい」5.1 % (3 人)、「わからない」8.5 % (5 人)と答えた人もいた。

今後、望んでいる生活 (複数)

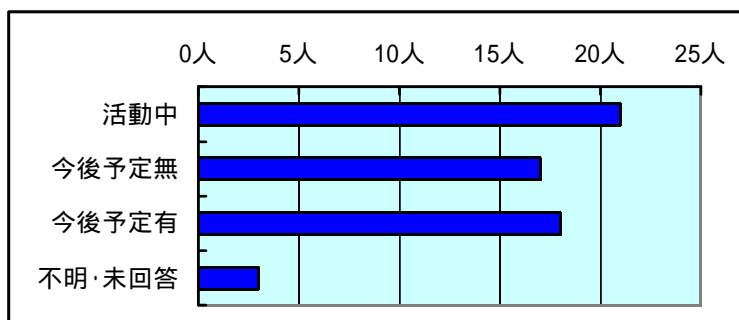
希望生活	人数	割合
就職	33	55.9%
支援軽作業	10	16.9%
福祉支援	7	11.9%
今のまま	3	5.1%
入院	0	0.0%
わからない	5	8.5%
その他	3	5.1%
不明・未回答	2	3.4%



求職活動を行っている人が 35.6 % (21 人)。現在、求職活動を行っていない人のうち、今後する予定のある人、ない人の数は、ほぼ同数であった。

求職活動の状況

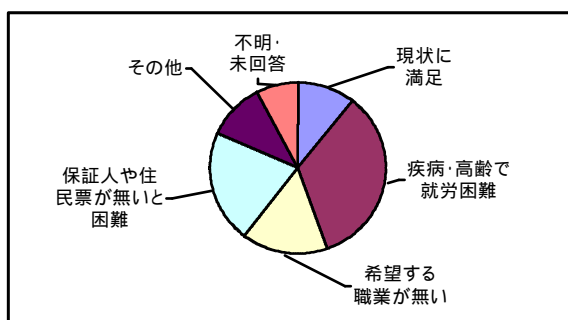
活動状況	人数	割合
活動中	21	35.6%
今後予定無	17	28.8%
今後予定有	18	30.5%
不明・未回答	3	5.1%
計	59	100.0%



求職活動をしない理由は、「疾病・障害・病弱・高齢で働けない」が 13 人と最も多かったほか、「保証人や住民票がないと難しい」(8 人)と答えた人もいた。

求職をしない理由 (59 人のうち、求職活動をしていない 38 人が回答)

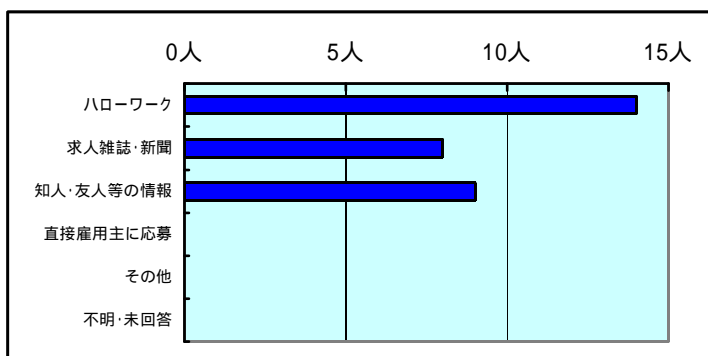
理由	人数	割合
現状に満足	4	10.5%
疾病・高齢等で就労困難	13	34.2%
希望する職業が無い	6	15.8%
保証人や住民票がないと困難	8	21.1%
その他	4	10.5%
不明・未回答	3	7.9%
計	38	100.0%



求職活動は、「ハローワーク」(用語解説6)、「求人雑誌・新聞」、「友人・知人などからの情報」により行われている。

求職の手段(59人のうち、求職活動をしている21人が回答、複数回答)

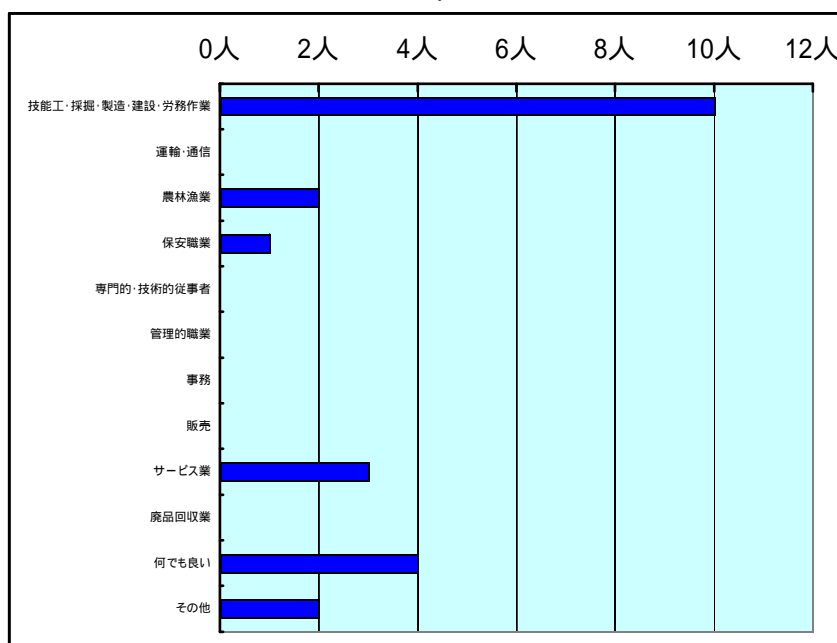
手段	人数	割合
ハローワーク	14	66.7%
求人雑誌・新聞	8	38.1%
知人・友人等の情報	9	42.9%
直接雇用主に応募	0	0.0%
その他	0	0.0%
不明・未回答	0	0.0%



希望職種は「技能工・採掘・製造・建設・労務作業」が10人と多く、一方で「働ければ何でもいい」(4人)と答えた人もいた。

希望する職業(59人のうち、求職活動をしている21人が回答、複数回答)

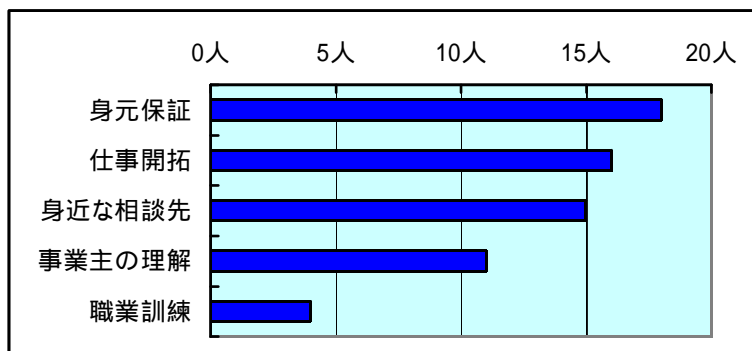
職種	人数	割合
技能工・採掘・製造・建設・労務作業	10	47.6%
運輸・通信	0	0.0%
農林漁業	2	9.5%
保安職業	1	4.8%
専門的・技術的従事者	0	0.0%
管理的職業	0	0.0%
事務	0	0.0%
販売	0	0.0%
サービス業	3	14.3%
廃品回収業	0	0.0%
何でも良い	4	19.0%
その他	2	9.5%



就職するために望む支援は、「身元保証や住民票設定の援助」、「自分たちにあった仕事先の開拓」、「より身近な就職相談や求人情報」、「事業主のホームレスに対する理解」と多岐に渡っている。

就職するために望む支援（複数：対象38）

希望支援	人数	割合
身元保証	18	47.4%
仕事開拓	16	42.1%
身近な相談先	15	39.5%
事業主の理解	11	28.9%
職業訓練	4	10.5%



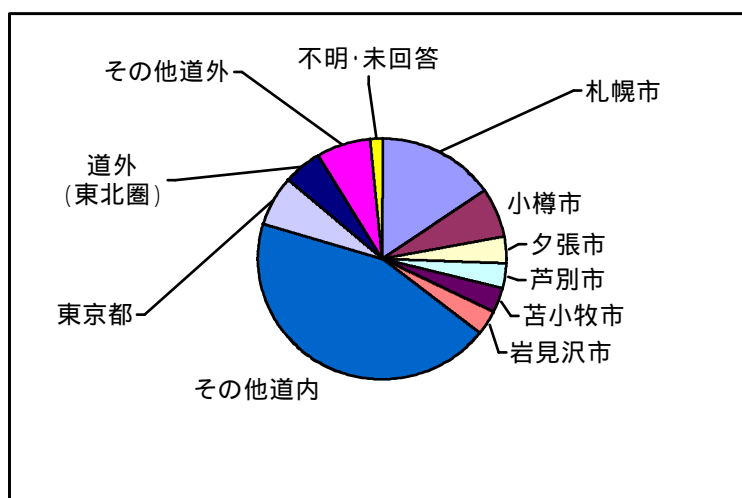
生活歴

道内出身者は79.7%（47人）であり、地域別では札幌市9人、小樽市4人をはじめ、その他30市町村であった。

道外出身者は首都圏、東北圏が大半を占めていた。

出身地

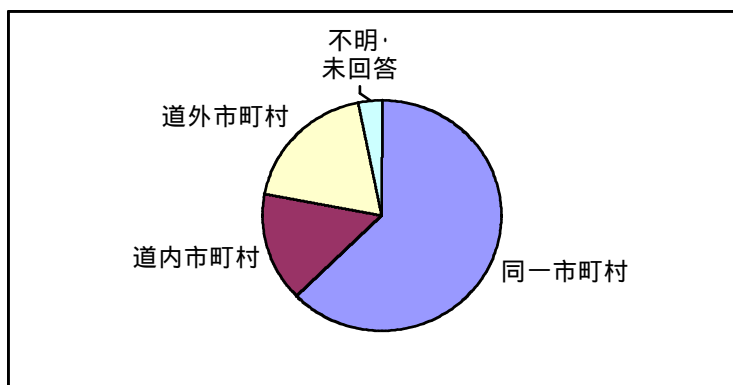
市町村名等	人数	割合
札幌市	9	15.3%
小樽市	4	6.8%
夕張市	2	3.4%
芦別市	2	3.4%
苫小牧市	2	3.4%
岩見沢市	2	3.4%
その他道内	26	44.1%
東京都	4	6.8%
道外（東北圏）	3	5.1%
その他道外	4	6.8%
不明・未回答	1	1.7%
計	59	100.0%



路上生活を始める前も同一市町村内で生活していた人は 62.7 % (37 人) 道外で生活した人は 18.6 % (11 人) であった。

路上生活を始める前の生活地

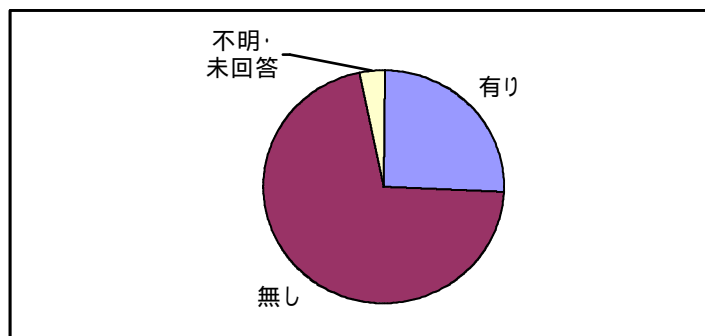
以前生活地	人数	割合
同一市町村	37	62.7%
道内市町村	9	15.3%
道外市町村	11	18.6%
不明・未回答	2	3.4%
計	59	100.0%



ここ 1 年間、家族・親族と連絡があった人は 15 人と少なかった。

家族との連絡の有無 (直近 1 年間)

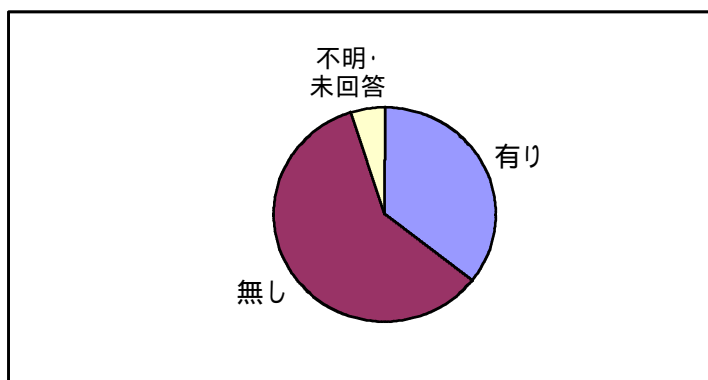
有無	人数	割合
有り	15	25.4%
無し	42	71.2%
不明・未回答	2	3.4%
計	59	100.0%



路上生活をしている同一市町村内に家族がいる人は 21 人であった。

同一市町村内に在住する家族の有無

有無	人数	割合
有り	21	35.6%
無し	35	59.3%
不明・未回答	3	5.1%
計	59	100.0%



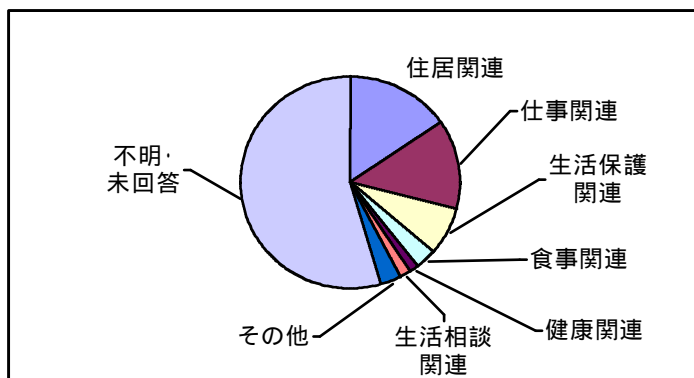
行政、民間支援団体への要望・意見

「住居関連」が10件、「仕事関連」が9件、「生活保護関連」が5件、「食事関連」が2件、「健康関連」が1件、「生活相談関連」が1件、その他2件であった。

住居を見つけてそれから就職したいという要望が最も多かった。

行政・民間支援団体への要望・意見（複数回答）

有無	人数	割合
住居関連	10	16.9%
仕事関連	9	15.3%
生活保護関連	5	8.5%
食事関連	2	3.4%
健康関連	1	1.7%
生活相談関連	1	1.7%
その他	2	3.4%
不明・未回答	36	61.0%



《参 考》 北海道のホームレス概数

市町村名	14年度調査 (15年1～2月)	16年度調査 (16年8～10月)	備 考
札幌市	88人(2)	90人(1)	市調査 96人 54人
旭川市	21人(1)	12人(1)	
小樽市	1人	1人	
苫小牧市	2人	5人	
帯広市	0	2人	
富良野市	1人	1人	
函館市 千歳市 江差町 北村	25人(4) 2人 1人 1人		
	142人(7)	111人(2)	()女性ホームレス数

(3) ホームレスの現状

道内のホームレスについては、先にも記載のとおり、14年度の調査は冬期間(15年1～2月)の実施で9市町村142人を確認、16年度の調査は夏～秋(16年8～10月)の実施で6市町111人を確認しています。

ホームレスは、昼・夜、夏・冬など時間、季節によって、移動をしており、調査時のホームレス数が継続することではなく、絶えず変化しています。

また、生活実態調査では、ホームレスになってから1年未満の人が6割だったことから、ホームレス生活を脱する人がいる一方で、新たにホームレスになることを余儀なくされている人や再度ホームレスに戻る人がいるという実態が明らかになっています。

第3 ホームレスの自立支援等対策の推進施策（方向性）

基本的な考え方

ホームレスを大別すると、主として、就労する意欲はあるが仕事がなく失業状態にある人、医療や福祉等の援護が必要な人、社会生活を拒否している人という3タイプがあり、これらに至る要因が複雑に重なりあってホームレス問題が発生していると考えられます。

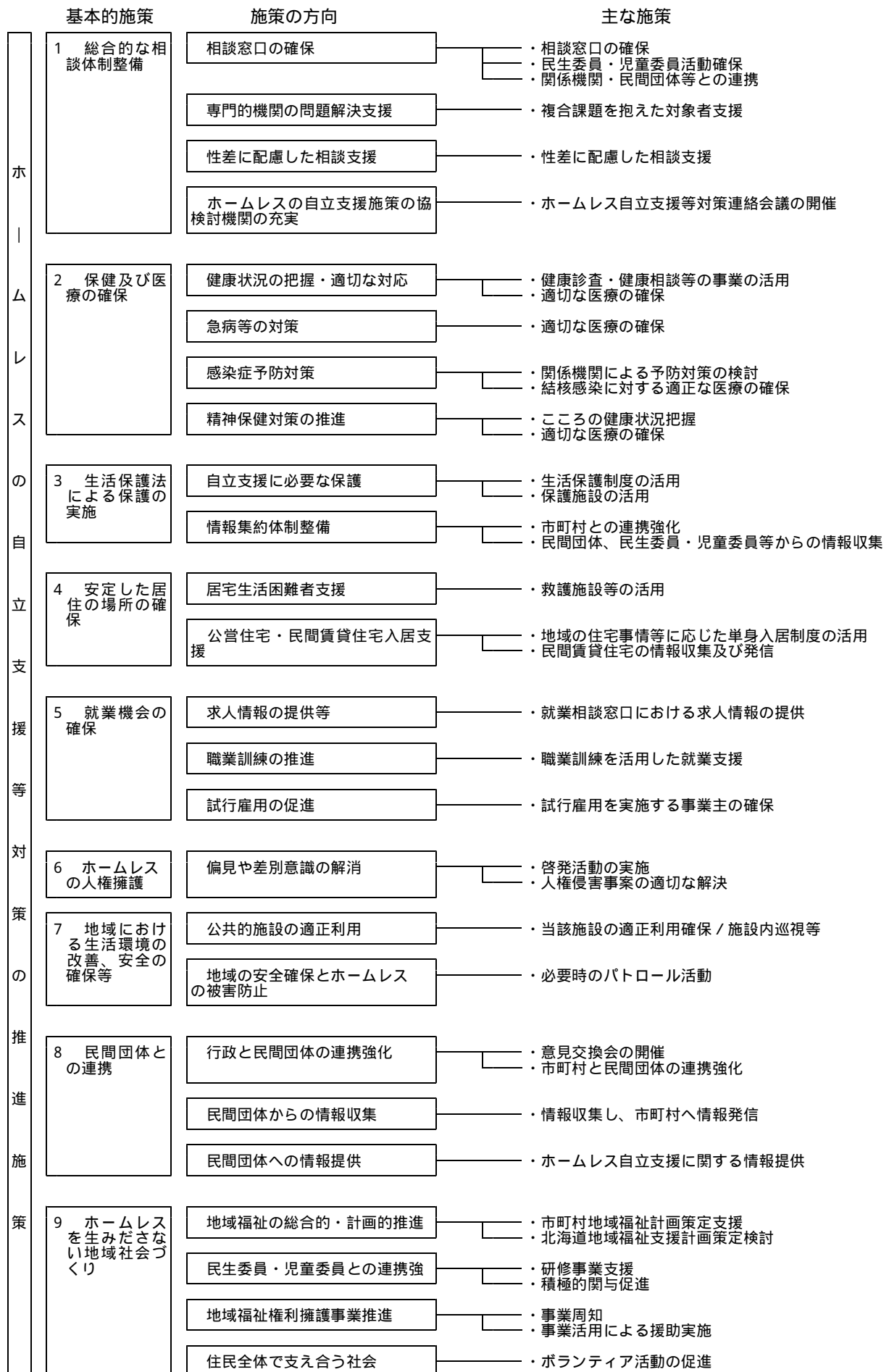
さらに、経済情勢の悪化、家族や地域の住民相互のつながりの希薄化、ホームレスに対する社会的な排除等が背景となって、ホームレス問題が顕在化してきたと指摘されています。

ホームレス対策は、ホームレスとなった要因や背景を踏まえ、ホームレスとなることを余儀なくされる人を含め、ホームレスが自らの意思で安定した生活を地域で営めるように支援することを基本として、総合的な自立支援対策を講じることが必要です。

道におけるホームレス対策として重要と考えられる項目ごとに、現状と課題並びに自立支援対策の施策の方向及び主な施策について記載します。

これらの施策は、ホームレスの自立支援及びホームレスを生み出さないために、道はもとより、国（国の地方機関を含む。）市町村、民間団体（用語解説4）等が、それぞれ役割を分担し、ホームレスの意思及び個々のホームレスの置かれている状況に配慮するとともに社会的な背景を踏まえた中で、連携・協働して推進することが必要です。

施策の体系



課題別対策の推進施策（方向性）

1 総合的な相談体制の整備

現状と課題

道が実施した生活実態調査でも明らかなように、年齢、性別、ホームレスに至った原因、自立に向けた考え方等が多様でした。

このため、ホームレスの個々のニーズを把握するとともに、自立支援を行うこと、さらに、失業、リストラ等により収入減となりローンの返済や家賃支払いが滞るなど、安定した生活が脅かされ、ホームレスになることを余儀なくされる事態を回避するためには、早い段階で支援を提供することが重要であり、より身近な市町村において、関係機関及び民間団体等が相互に連携した中で総合的な相談体制の整備が必要です。

施策の方向と主な施策

施 策 の 方 向	主 な 施 策
相談窓口を確保します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一義的な相談先である市町村は、相談窓口を確保します。 ・ 地域の身近な相談先である民生委員・児童委員（用語解説7）の活動を確保します。 ・ 個別支援検討のため、関係機関及び民間団体等との連携を図ります。
専門的機関による問題解決支援を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複合課題を抱えた対象者（多重債務（用語解説8）・疾病等）には、専門的機関との連携により、課題解決に向けた支援を行います。
性差に配慮した相談支援を推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・ 性差に配慮したきめ細かな相談支援を行うとともに、必要に応じて、婦人相談所（用語解説9）等の関係機関との十分な連携を図ります。 ・ 子どもが対象となる場合は、児童相談所（用語解説10）等の児童関連機関との連携により支援を行います。
ホームレスの自立支援施策の協議・検討機関の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道において、ホームレス自立支援等対策連絡会議（用語解説3）を開催し、ホームレスの現状や自立支援等の対策の協議を行います。

2 保健及び医療の確保

現状と課題

生活実態調査では、約半数の人が身体の不調を訴えており、その8割は何の処置もしていないとの回答でした。

また、約半数の者が1年以上医療機関での受診はなく、健康診断を受けていない実態でした。このことから、体調不良であっても受診せず、病状が悪化し緊急に医療を必要とする可能性があります。

市町村等が実施する健康診査、健康相談等の事業を活用し、ホームレスの健康状況を把握し、支援を必要とする場合は、福祉事務所(用語解説5)と連携を図り適切な医療の確保が必要です。

さらに、長期の路上生活を送る中で、体力が低下していることから、結核をはじめとする感染症対策及び精神保健対策(こころの健康対策)についての対応も必要です。

施策の方向と主な施策

施 策 の 方 向	主 な 施 策
<p>健康状況の把握に努め、適切な対応を行います。</p> <p>急病等への対策を講じます。</p> <p>感染症を予防する対策を進めます。</p> <p>精神保健対策の推進を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村等が実施する健康診査、健康相談等の事業を活用し、健康状況を把握します。 ・ 支援が必要な場合は、福祉事務所と連携し、適切な医療を確保します。 ・ 急病等により医療機関への受診が必要な場合は、福祉事務所・関係医療機関との連携により、適切な医療を確保します。 ・ ホームレスは、厳しい生活環境の中で感染症を発病しやすい状態にあることから、必要に応じて関係機関で予防対策を検討します。 ・ 結核に感染しているホームレスに対しては、保健所(用語解説11)において、福祉事務所と連携し、適切な医療を確保するとともに、服薬や医療の中断等による結核再発等を防ぐため、訪問等による服薬対面指導(用語解説12)等を実施します。 ・ 市町村・保健所で実施する精神保健相談事業を活用し、こころの健康状況を把握します。 ・ 支援が必要な場合は、福祉事務所と連携し、適切な医療を確保します。

3 生活保護法による保護の実施

現状と課題

生活実態調査では、ホームレスになってからの期間が1年未満の人が6割、また、これまでに1度も生活保護制度の適用を受けたことがない人が約5割、そして、求職活動をしていない理由の第1位が、「疾病・障害・病弱・高齢で働けない」でした。

ホームレスに対する生活保護の適用は、単にホームレスであることをもって当然に保護の対象になるものではなく、また、単にホームレスであることをもって保護の要件に欠けるものではありません。こうした点を踏まえ、資産、稼働能力や他の諸施策等あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活が維持できない人について、当該ホームレスが抱える問題・状況（精神的・身体的状況、日常生活管理能力、金銭管理能力、稼働能力等）を把握したうえで、自立にむけての指導援助の必要性を考慮し、適切な保護を実施することが必要です。

施策の方向と主な施策

施 策 の 方 向	主 な 施 策
自立支援に必要な保護を行い、生活の保障と自立に向けた支援を推進します。	<ul style="list-style-type: none">・ 福祉事務所(用語解説5)において、ホームレスの抱える問題・状況を把握したうえで、必要に応じて、生活保護制度を活用し、生活保障と自立支援を行います。・ 必要に応じて、保護施設の活用を行います。
情報集約のための体制整備を推進します。	<ul style="list-style-type: none">・ 一義的な相談窓口となる市町村との連携を強化します。・ 対象者の情報把握のため、民間団体、民生委員・児童委員(用語解説7)等相談員からの情報収集に努めます。

4 安定した居住の場所の確保

現状と課題

生活実態調査では、ホームレスの多くは、40代から60代の中高年の単身者で、家族や親族、友人との関係が途絶えている人が多いため、保証人の確保ができず、安定した居住の場所を得ることが難しい状況にあります。

生活実態調査において、行政・民間支援団体への要望で最も多かったのが、住居に関する要望でした。

生活習慣や家事の問題等で直ちに居宅生活を送ることが困難な場合には、救護施設(用語解説13)等を活用した支援が必要です。

さらに、ホームレスの自立支援施策により、地域社会の中で自立した日常生活を営むことが可能となったホームレスに対しては、住居への入居の支援により安定した居住の場所を提供することが必要です。

施策の方向と主な施策

施策の方向	主な施策
居宅生活困難者への支援を図ります。 自立して生活することが可能となったホームレスの公営住宅・民間賃貸住宅への入居を支援します。	<ul style="list-style-type: none">・ 救護施設等の活用を行います。・ 地域の住宅事情等に応じた単身入居制度等を活用し、公営住宅の入居を支援します。・ 民間団体の協力を得て、入居可能な民間賃貸住宅の情報収集及び発信に努めます。

5 就業機会の確保

現状と課題

生活実態調査では、今後「きちんと就職して働きたい」と回答した人が、55.9 % (33人)でした。

ホームレスの就業による自立を図るためには、ホームレス自らの意思による自立を基本として、ホームレスの個々の就業ニーズや能力に応じた対策を講じて、就業の機会の確保を図り、安定した雇用の場の確保に努めることが重要です。

このため、就業による自立の意思のあるホームレスに対して、関係機関との連携の下、就業に必要な安定した居住場所の確保や、社会生活に必要な生活習慣に関する指導援助などの取組みと併せて、求人情報の提供、技能等の習得のための職業訓練の実施や、試行雇用による就業への円滑な適応の促進などにより、就業機会の確保を図ることが必要です。

施策の方向と主な施策

施 策 の 方 向	主 な 施 策
<p>就業に向けた求人情報の提供等に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就業に必要な安定した居住場所の確保や、生活習慣に関する指導援助と併せて、ハローワーク(用語解説6)等就業相談窓口において求人情報の提供に努めます。
<p>就業に向け、必要な技能、知識を習得するため、職業訓練を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就業・再就職のための職業訓練を活用して就業を支援します。 (就職支援委託訓練(用語解説14) 転職職業訓練(用語解説15))
<p>試行雇用による就業への円滑な適応の促進に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームレスに対する試行雇用を実施する事業主の確保に努めます。 (ホームレス等試行雇用事業(用語解説16))

6 ホームレスの人権擁護

現状と課題

全国的には、ホームレスへの偏見や差別意識から嫌がらせや暴行を受けるなど、人権侵害の問題が起きている。

ホームレスの人権擁護については、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮することが必要です。

施策の方向と主な施策

施 策 の 方 向	主 な 施 策
ホームレスに対する偏見や差別意識の解消を図ります。	<ul style="list-style-type: none">・ ホームレスの人権を尊重する意識が高まるよう啓発活動を実施します。・ 相談等により、ホームレス及び近隣住民に対する人権侵害の事案を認知した場合は関係機関が連携・協力し適切な解決を図ります。

7 地域における生活環境の改善、安全の確保等

現状と課題

生活実態調査では、「都市公園」(用語解説1) や「駅舎」を起居の場所として定めている人が多かった。また、テントや小屋を設置したり、段ボール等で寝場所を作っている人は少なかった。

「都市公園」・「駅舎」その他の公共の施設をホームレスが起居の場所とすることにより、その適正な利用が妨げられる場合などは、ホームレスの人権に配慮しながら、地域における生活環境の改善に務めることが必要です。

また、地域における安全の確保及びホームレスへの被害防止を図るため、ホームレスの人権に配慮するとともに、地域社会の理解と協力を得ながら、地域安全活動等を実施していくことが必要です。

施策の方向と主な施策

施 策 の 方 向	主 な 施 策
<p>公共的な施設の適正利用を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、当該施設の適正な利用を確保するために、福祉部局等と連絡調整し、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ施設内の巡視、物件の撤去指導等必要な措置を行います。
<p>地域における安全の確保とホームレスの被害防止を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、警察等が連携しパトロール活動を実施します。

8 民間団体との連携

現状と課題

ホームレスの自立を支援するためには、民間団体(用語解説4)との連携・協力が不可欠です。民間団体は、ホームレスに対する相談活動、炊き出し等の生活支援活動を通じ、ホームレスと面識もあり、個々の事情に対応したきめ細かな支援活動において重要な役割を果たしています。

このため、民間団体と各種課題等について意見交換を行い、具体的支援策のあり方等を検討協議し、それぞれの役割を確認し、ホームレスの自立支援対策を推進していくことが必要です。

施策の方向と主な施策

施 策 の 方 向	主 な 施 策	
行政と民間団体との連携を強化します。	<ul style="list-style-type: none">・ 民間団体との意見交換会を継続開催し支援策等について検討を行います。・ 市町村と民間団体との連携を推進します。	
民間団体からの各種情報を収集します。		<ul style="list-style-type: none">・ ホームレスに対する民間団体の各種支援状況などの情報を収集し、市町村に情報を発信します。
民間団体へ各種情報を提供します。		<ul style="list-style-type: none">・ ホームレスの自立支援に関する各種情報を提供します。 (支援事業、助成制度など)

9 ホームレスを生み出さない地域社会づくり

現状と課題

平成16年度に実施した道独自調査において、ホームレスの存在が確認されたのは6市でした。

ホームレスに関する問題が顕在化していないことから、多くの市町村や地域住民の意識は高くはありません。

しかし、近年の福祉行政をめぐる様々な課題の背景として、家族や近親者の扶養機能の低下や地域住民の社会的つながりの希薄化が指摘されています。

ホームレスは、ホームレス状態に陥る過程において家族関係や人間関係などを喪失している人が多いことが、生活実態調査でも明らかになっています。

また、一度ホームレス生活を脱却したが、再度ホームレス生活に戻っている人も多く存在していることが、民間団体(用語解説4)から報告されています。このことから、ホームレスは決して減っていない状況が明らかになっています。

このような状況にあることから、ホームレス問題の解決を図るためには、ホームレスの自立を支援する施策を総合的かつ効果的に実施するとともに、新たなホームレスを生み出さない、ホームレスに再び戻らない地域社会づくりを実現するため、地域福祉の推進が求められています。

施策の方向と主な施策

施 策 の 方 向	主 な 施 策
<p>地域福祉の総合的かつ計画的な推進を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村地域福祉計画(用語解説17)の策定を支援します。 ・ 北海道地域福祉支援計画(用語解説18)の策定を検討します。
<p>民生委員・児童委員(用語解説7)との連携を強化します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームレスに関する地域の相談員としての資質向上のため研修事業を支援します。 ・ ホームレス問題への積極的な関与を促進します。
<p>地域福祉権利擁護事業(用語解説19)の推進を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業周知に努めます。 ・ ホームレスが、権利を侵害されることなく、自らの能力に応じて地域で自立した生活を送れるよう、必要に応じて地域福祉権利擁護事業を活用し、援助を行います。
<p>地域福祉を住民全体で支え合う社会を目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会(用語解説20)、町内会、NPO(用語解説21)や地域住民等によるボランティア活動を促進します。

第4 ホームレス問題が顕在化していない市町村における取組 (ホームレスを生み出さないための市町村における取組)

ホームレスの人数が少ない、あるいはいない市町村においても、厳しい経済情勢の下、今後、ホームレス問題が顕在化する可能性があるため、現段階で、きめ細かな施策を実施することにより、問題の早期解決を図り、ホームレスになることを余儀なくされるおそれのある人をホームレスにしない、新たなホームレスを生み出さない取組みが重要です。

このため、以下の点を踏まえ、道、近隣市町村、民間団体(用語解説4)等との緊密な連携、協働を図りつつ、ホームレス対策を講ずることが必要です。

- (1) 市町村において、ホームレス問題を早期に解決するためには、情報を一元化し、住宅、雇用、保健・医療・福祉等の所管機関・部局、民間団体をはじめ関係機関と連携し対応することが必要です。

このため、ホームレスに関する相談窓口を確保することが必要です。

- (2) ホームレスの自立支援等対策の多くは、福祉・保健医療及び住宅・雇用等の既存の各種施策の延長上にあり、既存施策の実施や充実にあたって、ホームレス問題にも考慮し実施することが必要です。

- (3) 地域に根ざしたきめ細かな施策を必要とするホームレス対策は、市町村が中心となって実施することが重要ですが、市町村レベルではほとんどホームレスがいない場合には、広域的に施策を展開することも必要です。

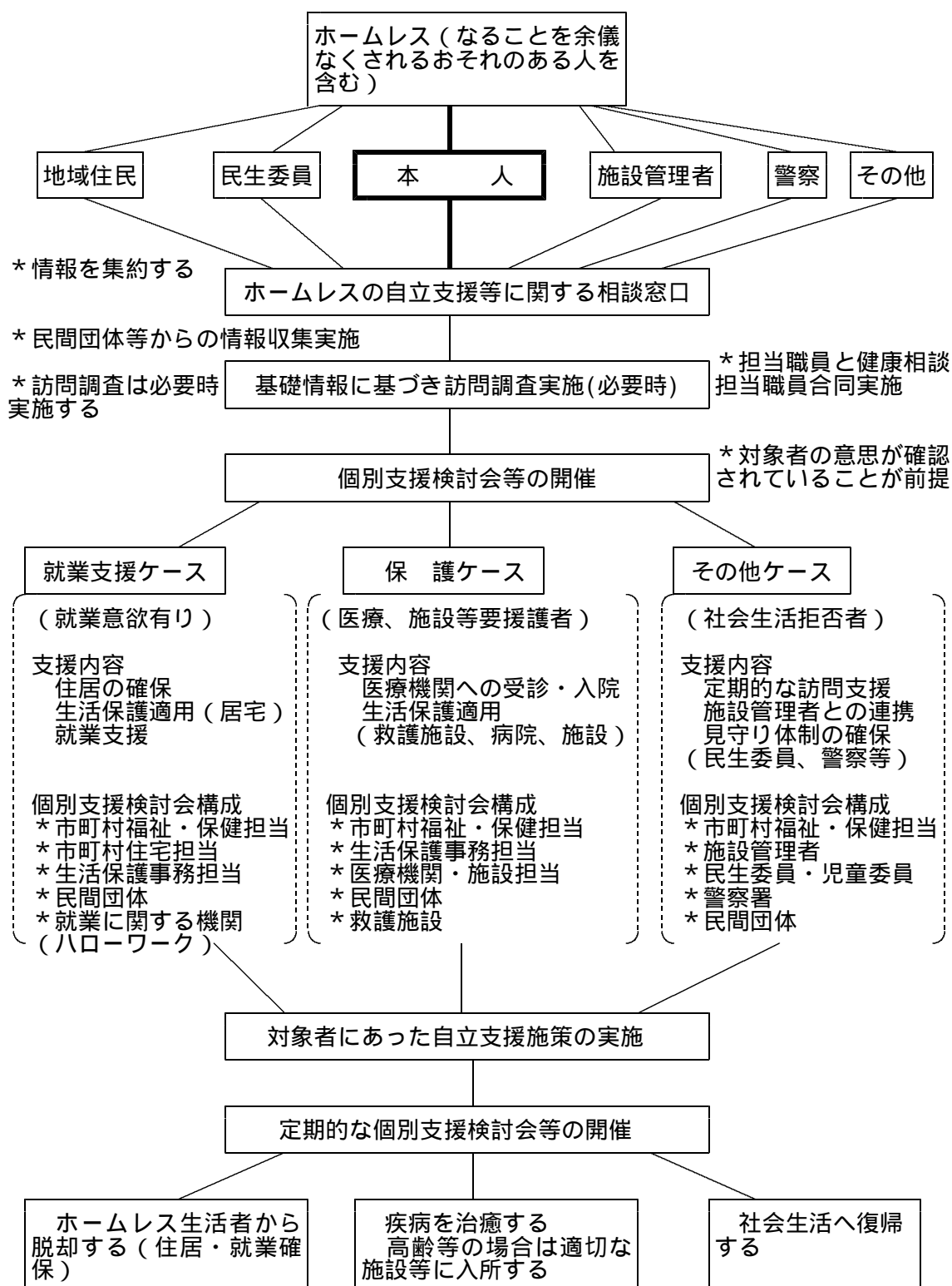
特に、施設活用については、広域的な視野に立って検討することが必要です。

第5 市町村における対応

市町村においては、ホームレスに対する各種相談や自立支援事業等の福祉施策を自ら実施するだけでなく、相談窓口を確保し、相談内容や情報に基づき、必要に応じて訪問調査などを実施し、ホームレスの意思を確認する中で、関係機関、民間団体(用語解説4)と連携等による個別支援検討会等(用語解説22)を開催し、ホームレスに個別に自立支援等に向けた施策(就業、住宅確保等)を含めた対応をすることが必要です。

道として、市町村において実施計画を策定しない場合における、ホームレスの自立支援等への対応として、別添のとおり市町村におけるホームレス自立支援等対応フロー、市町村におけるホームレス自立支援等要領、各種様式(ホームレス情報受理票・ホームレス訪問調査記録票)を提示しますので、活用願います。

市町村におけるホームレス自立支援等対応フロー



* 個別支援検討会等の構成メンバーは、対象者によって変更する。

* 複合課題（多重債務・疾病等）を抱えた対象者には、専門機関との連携により、課題解決に向けた支援を行う。

市町村におけるホームレス自立支援等対応要領

1 基本的な考え方

市町村は、ホームレスの生活実態を把握し、関係機関、民間団体(用語解説4)と連携を図り、ホームレスの自立支援等のため、生活相談などを中心とした継続した支援を行う。

2 自立支援等の方法

(ホームレスの把握)

(1) ホームレスに関する情報を受理した場合は、その情報内容等に基づき、必要に応じて訪問調査を行い、生活実態を把握し、訪問調査記録を作成する。

ただし、本人が相談来所した場合は、相談時に調査を実施する。

なお、訪問調査において、対象者の意思確認を行うものとする。

(2) 訪問調査は、適時実施し、ホームレスの状況を確認する。

(3) 訪問調査は原則として複数で対応する。

* 健康状況把握の目的もあることから、福祉・保健分野での担当を基本とする。

(4) 訪問調査を拒否するホームレスに対しては、周辺調査のみを行うなど、柔軟に対応する。

(支援方針検討及び支援)

(5) 相談内容及び訪問調査の結果に基づき、関係機関、民間団体を構成メンバーとする個別支援検討会等(用語解説22)を開催し、対象者の意思を尊重するとともに、ニーズを分析し、対象者それぞれの支援方針等を検討し、担当機関が継続的に支援を行う。

ア 就業支援ケース(就労意欲があるが仕事がない人)

住居の確保

生活保護適用(居宅)による日常生活支援

就業支援

イ 保護ケース(医療、施設等の援護が必要な人)

医療機関への受診、入院

生活保護適用(救護施設(用語解説13)・医療機関・施設)

ウ その他ケース(社会生活を拒否する人)

市町村等の定期的な訪問

施設管理者等との連携

見守り体制(民生委員・児童委員(用語解説7)、警察等)の確保

用 語 解 説

番号	用 語	内 容	記載ページ
1	都市公園	都市公園法に基づき管理される公園や緑地を指し、一般に公開することを目的に国又は地方公共団体が設ける都市施設です。	1、4、6 26
2	北海道保健医療福祉計画	道における保健・医療・福祉行政の基本的な指針(副題 健やか・安心・いきいき21)現在の計画は、平成10年度から平成19年度までの10年間の計画となっており、平成14年度に中間見直しを実施しています。	1
3	ホームレス自立支援等対策連絡会議	平成13年10月25日に設置した、ホームレスの自立の支援等に関する協議を行う庁内(関係各部及び道警)の連絡会議。 設置要綱参照(P56)	2、20
4	民間団体	本書での民間団体は、道内各地でホームレスの自立支援等に関わっている民間の支援団体のことです。 道内民間団体一覧参照(P57)	2、19、27 28、29、30、 32
5	福祉事務所	社会福祉法第14条に基づき都道府県及び市(特別区含む)に設置している社会福祉全般の窓口機関。 道は各支庁保健福祉事務所で所管町村を管轄し、各市(特別区を含む)については、各市(特別区を含む)が設置する福祉事務所が管轄しています。	10、21、22
6	ハローワーク	職業安定法に基づき設置されている雇用に関する総合的な行政サービスを行う国の機関である公共職業安定所の愛称。 求職者にはその有する能力に適合した職業に就く機会を与え、求人者にはその雇用条件にかなう求職者の斡旋を行う。	13、24
7	民生委員・児童委員	民生委員は、地域住民の福祉向上のために、民生委員法(昭和23年制定)に基づいて厚生労働大臣から委嘱された民間の奉仕者です。 児童委員は、児童福祉法に基づき委嘱されますが、民生委員が兼ねています。 子どもから高齢者まで、地域に住む人たちに密着した福祉活動の担い手としてその役割を果たしています。任期は3年です。	20、22、28 32
8	多重債務	複数の借入先から返済能力を超えた借金をしている状態。	20

番号	用語	説明	記載ページ
9	婦人相談所	<p>売春防止法第34条に基づき、各都道府県に設置されている女性のための相談機関。</p> <p>元々は、売春を行うおそれのある女子の相談、指導、一時保護を行う施設であったが、現在は、女性に関する様々な相談に応じています。</p> <p>平成13年4月に成立した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」により、配偶者暴力支援センターの機能を担う施設の一つとして位置付けられている。</p>	20
10	児童相談所	<p>児童福祉法に基づき、都道府県及び政令市が設置する18歳未満の子どものこころや体のこと、家庭や学校での問題などについて相談に応じ、子どもが明るく健やかに成長していくようお手伝いする相談機関。</p>	20、21
11	保健所	<p>地域保健法に基づく地域における公衆衛生の向上及び増進を目的とした行政機関です。</p> <p>道内の札幌市・旭川市・函館市・小樽市の保健所は各市が設置し、その他は北海道が設置しています。</p>	21
12	服薬対面指導	<p>患者自身が医薬品を適正に用いることができるように、その医薬品を与える側が、対面で直接服薬等について指導を行う。</p>	21
13	救護施設	<p>生活保護法第38条に基づく保護施設の一つ。身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者（保護を必要とする状態にある者をいう。ホームレスに限定していない。）を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設です。</p> <p>日常生活支援や身体機能回復、日常生活動作の訓練等を実施している。</p> <p>道内に 施設（札幌市4、函館市3、帯広市1、歌志内市1 定員合計954人）</p>	23、32
14	就職支援委託訓練	<p>産業界の景気動向等、雇用失業情勢により発生する離転職者、パート就労者及び知的障害者や、産業構造の転換労働力の高齢化等の進展などに伴う産業・職業・地域・年齢間における労働力のミスマッチに対応するため、事業団体等への委託訓練を中心として機動的に実施する職業訓練。</p>	24
15	転職職業訓練	<p>技術革新の進展、構造不況による企業の合理化あるいは産業の再編等のための離転職等により職業転換を必要とする労働者に対し、新たな職業に必要な技能を修得させるための職業訓練。</p>	24

番号	用語	説明	記載ページ
16	ホームレス等試行雇用事業	職業経験、技能、知識等から就職が困難な特定の求職者層（ホームレス含む）について、これらの者を一定期間試行雇用することにより、その適性や業務遂行可能性の見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、これらの者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図るために実施される事業。	24
17	市町村地域福祉計画	社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が策定する地域福祉に関する総合計画です。	28
18	北海道地域福祉支援計画	社会福祉法第108条の規定に基づき、道が策定するもので、市町村地域福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項を一体的に定め、その内容を公表するものとされています。	28
19	地域福祉権利擁護事業	判断能力が十分でないために、適切な福祉サービスを受けることができない方のために、福祉サービスの利用手続の援助や代行、利用料の支払いなどを行い、地域で自立した生活を送れるように支援する制度です。	28
20	社会福祉協議会（通称「社協」）	社会福祉法に基づき設置されている、民間社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。 地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することができる「福祉のまちづくり」の実現をまざしたさまざまな活動を行うため、市町村には市町村社会福祉協議会が設置され、道には総括として北海道社会福祉協議会が設置されています。	28
21	NPO	Non-Profit Organizationの頭文字「N」「P」「O」をとった略語です。 「非営利団体」「非営利組織」といったボランティア活動をはじめとする社会貢献活動を行う組織のことで、株式会社などの営利を追求する企業とは異なり、営利を目的とせず、公益的事業や市民活動を行う組織です。	28
22	個別支援検討会等	対象者への支援は、1機関で実施できない場合が多いことから、関係者が、対象者の個別の支援方を検討し、方向性を確認する場。	30、32

資料編

- 1 『ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法』
(平成14年8月7日法律第105号)
- 2 『ホームレスの自立の支援等に関する基本方針』
(平成15年7月31日厚生労働省・国土交通省告示第1号)
- 3 ホームレス自立支援等対策連絡会議設置要綱 (平成13年10月25日設置)
- 4 道内民間団体一覧

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成十四年八月七日法律第一 五号）

目次

- 第一章 総則（第一条 - 第七条）
- 第二章 基本方針及び実施計画（第八条・第九条）
- 第三章 財政上の措置等（第十条・第十一条）
- 第四章 民間団体の能力の活用等（第十二条 - 第十四条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講じることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

（ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等）

第三条 ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標は、次に掲げる事項とする。

- 一 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。
 - 二 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業の機会の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他の生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。
- 2 ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、前項の目標に従って総合的に推進されなけれ

ばならない。

(ホームレスの自立への努力)

第四条 ホームレスは、その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。

(国の責務)

第五条 国は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(国民の協力)

第七条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体を実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

第二章 基本方針及び実施計画

(基本方針)

第八章 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十四条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

一 ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項

二 ホームレス自立支援事業(ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。)その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項

三 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項

四 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項

五 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

(実施計画)

第九条 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

2 前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

3 都道府県又は市町村は、第一項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くように努めるものとする。

第三章 財政上の措置等

(財政上の措置等)

第十条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(公共の用に供する施設の適正な利用の確保)

第十一条 都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

第四章 民間団体の能力の活用等

(民間団体の能力の活用等)

第十二条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

(国及び地方公共団体の連携)

第十三条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

(ホームレスの実態に関する全国調査)

第十四条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から起算して十年を経過した日に、その効力を失う。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（平成十五年七月三十一日厚生労働省・国土交通省告示第一号）

第1 はじめに

現在、我が国には、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、食事の確保や健康面での問題を抱えるなど、健康で文化的な生活を送ることができない状況にある。一方、こうしたホームレスの多くは、都市公園、河川、道路、駅舎等を起居の場所として日常生活を送っており、地域社会とのあつれきが随所に生じている。現下の厳しい経済情勢の下、ホームレスの数は今後も増加傾向が続くと思われ、ホームレスに関する様々な問題は、今後、より一層深刻さを増すものと考えられる。

こうした中、ホームレスの自立の支援等に関する施策を総合的に推進するため、平成14年8月にホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年法律第105号。以下「法」という。)が成立した。法においては、ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標を明示するとともに、国又は地方公共団体の責務として、こうした目標に関する総合的又は地方の実情に応じた施策の策定及び実施を位置付け、国においては、ホームレスの実態に関する全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を策定し、また、地方公共団体においては、必要があると認められるときは、この基本方針等に即し、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するための計画(以下「実施計画」という。)を策定しなければならないこととされている。

本基本方針は、こうした法の趣旨を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する国としての基本的な方針を国民、地方公共団体、関係団体に対し明示するとともに、地方公共団体において実施計画を策定する際の指針を示すこと等により、ホームレスの自立の支援等に関する施策が総合的かつ計画的に実施され、もって、ホームレスの自立を積極的に促すとともに、新たにホームレスになることを防止し、地域社会におけるホームレスに関する問題の解決が図られることを目指すものである。

第2 ホームレスに関する現状

1 ホームレスの現状

全国におけるホームレスの数を把握するため、国では、平成11年から平成13年にかけて3回の調査を行い、おおむね2万人前後のホームレスの数が把握された。しかしながら、いずれの調査も、全国すべての市町村(特別区を含む。以下同じ。)から報告があったものではなく、報告のあった市町村数も調査ごとに異なっていた。

こうした中、法において、国が地方公共団体の協力を得てホームレスの実態調査を行うこととされたことから、平成15年1月から2月にかけて、すべての市町村を対象に統一した調査方法による全国調査(以下「ホームレス実態調査」という。)を初めて実施したところ、以下のような結果であった。

(1) ホームレスの数

ホームレスの数については、巡回による目視により確認したところ、ホームレスが確認された市町村数は581市町村で、その数は25,296人となっている。また、都道府県別に見ると、

大阪府(7,757人)や東京都(6,361人)が多く、数のばらつきはあるものの、すべての都道府県でホームレスが確認された。さらに、市町村別では、ホームレスが確認された581市町村のうち、500人以上のところは9か所、100人以上のところは41か所であるのに対し、10人未満のところは391か所と7割弱を占めている。

(2) ホームレスの生活実態

ホームレスの生活実態については、ホームレスの数が比較的多いと考えられる地方公共団体において、全体で約2,000名を対象に個別面接調査を行った。

ア 年齢

ホームレスの年齢分布については、50歳から64歳までが全体の65.7%を占め、全体の平均年齢は55.9歳となっており、中高年層が大半を占めている。

イ 野宿生活の状況

野宿生活の実態としては、生活の場所が定まっている者が84.1%であり、このうち、生活場所としては、「公園」が48.9%、「河川敷」が17.5%となっている。

また、直近のホームレスになってからの期間は、「1年未満」が30.7%となっている。

さらに、仕事と収入の状況としては、ホームレスの64.7%が仕事をし、その仕事内容の内訳は、「廃品回収」が73.3%を占めており、平均的な収入月額は「1万円以上3万円未満」が35.2%と最も多い。

ウ 野宿生活までのいきさつ

野宿生活の直前の職業としては、建設業関係の仕事が55.2%、製造業関係の仕事が10.5%を占めており、雇用形態は、「常勤職員・従業員(正社員)」が38.9%と大きな割合を占め、「日雇」はほぼ同程度の36.1%となっている。

また、野宿生活に至った理由としては、「仕事が減った」が35.6%、「倒産・失業」が32.9%、「病気・けが・高齢で仕事ができなくなった」が18.8%となっている。

エ 健康状態と福祉制度等の利用状況

現在の健康状態については、身体の不調を訴えている者が47.4%であり、このうち治療等を受けていない者が68.4%となっている。

また、福祉制度等の利用状況としては、これまでに福祉事務所へ相談に行ったことのある者が33.1%、緊急的な一時宿泊所であるホームレス緊急一時宿泊施設(以下「シェルター」という。)の利用を希望する者が38.7%、ホームレス自立支援施設(以下「自立支援センター」という。)の利用を希望する者が38.9%、これまでに生活保護を受給したことのある者が24.5%となっている。

オ 自立について

自立に向けた今後の希望としては、きちんと就職して働きたいという者が49.7%であるのに対し、「今のままでいい」という者も13.1%となっている。

カ 生活歴

家族との連絡状況については、結婚していた者が53.4%を占めているが、一方で、この1年間に家族・親族との連絡が途絶えている者が77.1%となっている。

キ 行政への要望・意見

行政への要望・意見としては、仕事関連のものが27.1%と多くを占めており、以下、住居関連が7.8%、健康関連が3.8%となっている。

2 ホームレス対策の現状

ホームレス対策については、平成 11 年 5 月に、関係省庁及び関係地方公共団体によるホームレス問題連絡会議において、「ホームレス問題に対する当面の対応策について」が取りまとめられた。国では、これに基づき、ホームレス自らの意思による自立した生活への支援と老齢や健康上の理由等により自立能力に乏しい人々に対する適切な保護を図るため、総合的な相談及び自立支援体制の確立、雇用の安定、保健医療の充実、要援護者の住まい等の確保、安心・安全な地域環境の整備等に努めてきたところである。

具体的には、求人開拓、職業訓練、保健所等による健康相談及び訪問指導、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護等のホームレス以外の者も対象とした一般対策を実施するとともに、特にホームレスを対象として、宿所及び食事の提供、健康診断、生活に関する相談及び指導、職業相談等を行うホームレス自立支援事業、緊急一時的な宿泊場所を提供するホームレス緊急一時宿泊事業、地域における安全の確保とホームレス保護活動の推進等を実施している。

さらに、今般、法が成立したことを踏まえ、既存の施策の充実を図るほか、平成 15 年度には、新たに、関係者による協議会を設置して総合的な相談を推進するホームレス総合相談推進事業、自立支援センターに入所しているホームレス等を対象に一定期間試行的に民間企業に雇用してもらうホームレス等試行雇用事業及び技能の習得や資格の取得等を目的とした技能講習を実施することとしている。

第3 ホームレス対策の推進方策

1 基本的な考え方

ホームレスとなるに至った要因としては、主として就労する意欲はあるが仕事がなく失業状態にあること、医療や福祉等の援護が必要なこと、社会生活を拒否していることの三つがあり、これらが複雑に重なりあってホームレス問題が発生していると考えられる。こうした中、最近の経済情勢の悪化、家族や地域の住民相互のつながりの希薄化、ホームレスに対する社会的な排除等が背景となって、ホームレス問題が顕在化してきたと指摘されており、こうした要因や背景を踏まえた総合的かつきめ細かなホームレス対策を講ずる必要がある。

特に、ホームレス対策は、ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるように支援することが基本である。このためには、就業の機会が確保されることが最も重要であり、併せて、安定した居住の場所が確保されることが必要である。その他、保健及び医療の確保、生活に関する相談及び指導等の総合的な自立支援施策を講ずる必要がある。なお、野宿生活を前提とした支援については、恒常的に実施するものではなく、あくまで緊急的かつ過渡的な施策として位置付ける必要がある。

また、ホームレスの数の違い等ホームレス問題の状況は地方公共団体ごとに大きく異なっており、こうした地域の状況を踏まえた施策の推進が必要である。具体的には、ホームレス数が多い市町村においては、2 の取組方針に掲げる施策のうち地域の実情に応じて必要なものを積極的かつ総合的に実施し、また、ホームレス数が少ない市町村においては、2 の取組方針を参考としつつ、3 の取組方針を踏まえ、広域的な施策の実施や既存施策の活用等を講ずる。一方、国は、2 の取組方針に掲げる施策に積極的に取り組むとともに、地域の実情を踏まえ、ホームレス数が少ない地方公共団体が取り組みやすいような、事業の要件緩和や既存事業への配慮等を検討する。

2 各課題に対する取組方針

(1) ホームレスの就業の機会の確保について

ホームレスの就業による自立を図るためには、ホームレス自らの意思による自立を基本として、ホームレスの個々の就業ニーズや職業能力に応じた対策を講じて、就業の機会の確保を図り、安定した雇用の場の確保に努めることが重要である。

このため、就業による自立の意思があるホームレスに対して、国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等を行っている民間団体との連携を図り、求人の確保や職業相談の実施、職業能力開発の支援等を行うとともに、地域の実情に応じた施策を講じていくことが必要である。

ア ホームレスの雇用の促進を図るためには、ホームレスに関する問題について事業主等の理解を深める必要があり、事業主等に対する啓発活動を行う。

イ ホームレスの就業の機会を確保するためには、ホームレスの個々の就業ニーズや職業能力に応じた求人開拓や求人情報の収集等が重要であることから、ホームレスの就職に結びつく可能性の高い職種の求人開拓やインターネット等を活用した求人情報等の収集に努め、また、民間団体とも連携を図り、それらの情報提供に努める。

ウ ホームレスの就業ニーズを的確にとらえることができるように、自立支援センター等において、きめ細かな職業相談等を実施する。

また、ホームレスの就職後の就業の安定を図るために、民間団体との連携を図り、必要に応じ、職場定着指導等の援助を行う。

エ ホームレスの早期再就職の実現や雇用機会の創出を図るために、事業所での一定期間の試行雇用事業の実施により、ホームレスの新たな職場への円滑な適応の促進を図る。

オ ホームレスの就業の可能性を高めるためには、求人側のニーズやホームレスの就業ニーズ等に応じた職業能力の開発及び向上を図ることが重要であり、技能の習得や資格の取得等を目的とした技能講習や職業訓練の実施により、ホームレスの職業能力の開発及び向上を図る。

カ 常用雇用による自立が直ちには困難なホームレスに対して、清掃業務や雑誌回収等の都市雑業的な職種の開拓や情報収集・情報提供等を行う。

キ ホームレスの就業による自立を支援するに当たっては、民間団体を活用することも重要であることから、ホームレスに対する求人情報等の提供や技能講習等の実施に当たっては、民間団体の活用を図る。

(2) 安定した居住の場所の確保について

ホームレス対策は、ホームレスが自らの意思で自立して生活できるように支援することが基本であり、ホームレス自立支援事業等を通じて就労の機会が確保される等により、地域社会の中で自立した日常生活を営むことが可能となったホームレスに対して、住居への入居の支援等により、安定した居住の場所を確保することが必要である。

このためには、国、地方公共団体等が連携した上で、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅及び民間賃貸住宅を通じた施策の展開を図ることが重要である。

ア 中高年の単身者が多いホームレスの実態にかんがみ、ホームレス自立支援事業等を通じて就労の機会が確保されるなど、自立した日常生活を営むことが可能と認められるホームレスに対しては、地域の住宅事情、住宅のストックの状況等を踏まえつつ、公営住宅の事業主体である地方公共団体において、単身入居や優先入居の制度の活用等に配慮する。

イ 民間賃貸住宅にかかわる団体に対し、以下の事項を要請する。

(ア) 自立した日常生活を営むことが可能と認められるホームレスが、地域における低廉な

家賃の民間賃貸住宅に関する情報を得られるよう、これらの情報の提供について、自立支援センターその他福祉部局との連携を図ること。

(イ) ホームレスの大半が家族・親族との連絡が途絶えている実情にかんがみ、民間賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人が確保されない場合において、民間の保証会社等に関する情報の提供について、自立支援センターその他福祉部局との連携を図ること。

(ウ) 研修等の場において、法の趣旨等を周知すること。

(3) 保健及び医療の確保について

ホームレスに対する保健及び医療の確保については、ホームレス個々のニーズに応じた健康相談、保健指導等による健康対策や結核検診等の医療対策を推進していくとともに、ホームレスの衛生状況を改善していく必要がある。このため、都道府県と市町村が連携し、ホームレスの健康状態の把握や清潔の保持に努めるとともに疾病の予防、検査、治療等が包括的にできる保健、医療及び福祉の連携・協力体制を強化することが重要である。

また、ホームレスについては、年齢を問わず結核を発病しやすい者として疫学的に明らかになっていることから、結核のり患率の高い地域等特に対策を必要とする地域において、保健所、医療機関、福祉事務所等と密接な連携を図り、効果的な結核対策を行うことが必要である。

ア ホームレスの健康対策の推進を図るため、保健所等において窓口や巡回による健康相談、保健指導等を行うなど、個々のニーズに応じた保健サービスが提供できる相談及び指導体制を整備し、必要な人材を確保する。

イ 保健所等は、健康に不安を抱えるホームレスの疾病の発見に努めるため、健康相談等を積極的に実施し、医療の必要があると思われるホームレスが、適切な医療を受けられるよう福祉事務所等と密接な連携を図りながら医療機関への受診につなげる。さらに、これらの者について継続的な相談及び支援を実施する。

ウ 結核にり患しているホームレスについては、服薬や医療の中断等の不完全な治療による結核再発や薬剤耐性化を防ぐために、訪問等による服薬対面指導等を実施する。

エ ホームレスに対する医療の確保を図るため、医師法(昭和 23 年法律第 201 号)第 19 条第 1 項又は歯科医師法(昭和 23 年法律第 202 号)第 19 条第 1 項に規定する医師又は歯科医師の診療に応ずる義務について改めて周知に努め、また、無料低額診療事業(社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条第 3 項第 9 号に規定する無料低額診療事業をいう。以下同じ。)を行う施設の積極的な活用を図るとともに、病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合については生活保護の適用を行う。

オ 保健所等は、ホームレスに対し保健医療サービスの充実が図られるよう、福祉事務所、民間団体、地域住民等と連携・協力し、ホームレスが自ら健康づくりを行えるよう支援する。

(4) 生活に関する相談及び指導に関する事項について

ホームレスに対する生活相談や生活指導を効果的に進めるためには、ホームレスの個々のニーズに応じた対策が必要であり、こうしたニーズに的確にこたえられるよう、関係機関の相互連携を強化した総合的な相談体制の確立が必要である。

ア 福祉事務所を中心として、関係機関や救護施設等社会福祉施設が相互に連携して総合的な相談及び指導体制を確立する。

その際、それぞれの相談機能に応じて必要な人材を確保するとともに、研修等により職員の資質向上を図る。

イ ホームレスは、野宿生活等により健康状態が悪化しているケースが多く、身体面はもちろん、精神面においても対応が必要な場合がある。これらのことから、健康相談だけでなく、特にホームレスに対する心のケアについても精神保健福祉センターや保健所等の協力を得て、相談事業の中に含めて行う。

ウ 各地方公共団体は、社会福祉協議会、社会福祉士会、NPO、ボランティア団体等の民間団体を始め、民生委員及び児童委員、地域住民等との連携・協力による積極的な街頭相談を実施し、具体的な相談内容に応じて福祉事務所や公共職業安定所等の関係機関への相談につなげる。

特に、炊き出し等ホームレスが集まるような機会をとらえ、積極的に街頭相談を行う。

エ 相談を受けた機関は、生活相談を受けるだけでなく、相談結果により自立支援センターへの入所指導、シェルターの利用案内、その他福祉施策の活用に関する助言、多重債務問題等専門的な知識が必要な事例に対する専門の相談機関の紹介等、具体的な指導を行うとともに、関係機関に対し連絡を行う。

(5) ホームレス自立支援事業及びホームレスの個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業について

ア 自立支援事業について

ホームレスに対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活に関する相談及び指導等を行い、自立の意欲を喚起させるとともに、職業相談等を行うことにより、ホームレスの就労による自立を支援する自立支援事業を実施する。

(ア) 自立支援事業は、自立支援センターの利用者に対し、宿所及び食事の提供等日常生活上必要なサービスを提供するとともに、定期的な健康診断を行う等必要な医療等の確保を行う。

(イ) 自立支援事業においては、ホームレスの個々の状況に応じた自立支援プログラムの策定等を行い、また、公共職業安定所との密接な連携の下で職業相談等を行う等積極的な就労支援を行う。

(ウ) 社会生活に必要な生活習慣を身につけるための指導援助を行うとともに、住民登録、職業あっせん、求人開拓等の就労支援、住宅保証人の確保、住宅情報の提供その他自立阻害要因を取り除くための指導援助を行う。

(エ) 自立支援事業により就労した者の就労後のアフターケアに十分配慮するとともに、利用期間中に就労できなかった者に対する処遇の確保にも努める。

(オ) 自立支援事業の実施主体については、市に限ることなく、都道府県も対象とすることを検討し、また、事業運営については、社会福祉法人等への委託を行う等民間団体の活用を図る。

(カ) 自立支援としての効果や入所者への処遇の確保に十分配慮しつつ、地方公共団体が取り組みやすいような事業の見直しを検討する。

(キ) 自立支援センター等の設置に当たっては、地域住民の理解を得ることが必要であり、そのために地域住民との調整に十分配慮する。

イ 個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業について

ホームレスは大別すると、就労する意欲はあるが仕事が無く失業状態にある者、医療や福祉等の援助が必要な者、一般社会生活から逃避している者という三つのタイプがあるが、こ

れらに社会生活への不適應、借金等による生活破たん、アルコール依存症等個人的要因も付加されて複雑な問題を抱えているケースも多い。これらの者に対する対策を講ずるに当たっては、ホームレスの実態を十分に把握し、ホームレスのタイプに応じた適切な施策を実施する必要がある。

- (ア) 就労する意欲はあるが仕事が無く失業状態にある者については、まずは、就業の機会の確保が必要であり、職業相談、求人開拓等の既存施策を進めるなど、各種の就業対策を実施する。

また、常用雇用による自立が直ちには困難なホームレスに対して、清掃業務や雑誌回収等の都市雑業的な職種の開拓や情報収集・情報提供等を行う。

さらに、自立支援センター入所者に対しては、職業相談等により就労による自立を図ることや、また、自立支援センターに入所していない者に対しては、総合的な相談事業の実施等により、雇用関連施策と福祉関連施策等の有機的な連携を図りながら、きめ細かな自立支援を実施する。

- (イ) 医療や福祉等の援助が必要な者については、保健所における巡回検診や福祉事務所に於ける各種相談事業等を積極的に行うとともに、無料低額診療事業を行う施設の積極的な活用等対応の強化を図る。このうち、疾病、高齢等により自立能力に乏しい者に対しては、医療機関や社会福祉施設への入所等既存の施策の中での対応を図る。

- (ウ) 一般社会生活から逃避している者に対しては、相談活動を通し社会との接点を確保するなど、社会生活に復帰させるように努める。

- (エ) 女性のホームレスに対しては、性差を配慮したきめ細かな自立支援を行うとともに、必要に応じて、婦人相談所や婦人保護施設等の関係施設とも十分連携する。

- (オ) これら以外にも、ホームレスは様々な個人的要因が複合的に絡み合っただ複雑な問題を抱えているため、個々のケースごとに関係機関との密接な連携の下、柔軟に対応する。

- (6) ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援について

ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者としては、一般的には現に失業状態や不安定な就労関係にあり、かつ、定まった住居を喪失し不安定な居住環境にある者等が想定される。

これらの者に対しては、就業の機会の確保を図ることが必要であるとともに、シェルター等による居住の場所の確保等、野宿生活にならないような施策を実施することが必要である。

ア ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域において、それらの者がホームレスとならないよう、国及び地方公共団体は相互の連携を図り、職業相談等の充実強化を図る。

イ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある日雇労働者の就業の可能性を高めるために、技能講習により技術革新に対応した新たな技能や複合的な技能を付与し、また再就職の実現や雇用機会の創出を図るため、事業所での一定期間の試行雇用事業を実施する。

ウ 現下の厳しい経済情勢の下、仕事の減少による収入減等により、簡易宿泊所での生活が困難な者が野宿生活になることもあるため、シェルター等による居住の場所の確保を図る。

エ また、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある日雇労働者に対しても、ホームレスと同様、関係機関と関係団体が連携しながら、積極的な街頭相談を実施し、具体的な

相談内容に応じて福祉事務所や公共職業安定所等の関係機関への相談につなげ、野宿生活に至ることのないように配慮する。

(7) ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項及び生活保護法による保護の実施に関する事項について

ア ホームレスに対し緊急に行うべき援助について

ホームレスの中には、長期の野宿生活により、栄養状態や健康状態が悪化している場合があり、こうした者に対しては医療機関への入院等の対応を緊急に講ずることが必要となってくる。

(ア) 病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合については、医療機関等との連絡体制を整えるなど連携を図ることにより、早急に実態を把握した上で、生活保護による適切な保護に努める。

福祉事務所は、治療後、再び野宿生活に戻ることのないよう、関係機関と連携して、自立を総合的に支援する。

(イ) 居所が緊急に必要なホームレスに対しては、シェルターの整備を行うとともに、適切な処遇を確保することに留意しつつ無料低額宿泊事業(社会福祉法第2条第3項第8号に規定する無料低額宿泊事業をいう。以下同じ。)を行う施設を活用し、これらの施設への入居を図ることとする。

(ウ) 福祉事務所や保健所等における各種相談事業を通じて、緊急的な援助を必要としているホームレスの早期発見に努めるとともに、発見した場合には、関係機関等に速やかに連絡するなど、早急かつ適切な対応を講ずる。

イ 生活保護法による保護の実施に関する事項について

ホームレスに対する生活保護の適用については、一般の者と同様であり、単にホームレスであることをもって当然に保護の対象となるものではなく、また、居住の場所がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるといえることはない。こうした点を踏まえ、資産、稼働能力や他の諸施策等あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活が維持できない者について、最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けて必要な保護を実施する。

この際、福祉事務所等保護の実施機関においては、以下の点に留意しホームレスの状況に応じた保護を実施する。

(ア) ホームレスの抱える問題・状況(精神的・身体的状況、日常生活管理能力、金銭管理能力、稼働能力等)を十分に把握した上で、自立に向けての指導援助の必要性を考慮し、適切な保護を実施する。

(イ) 就労の意欲と能力はあるが失業状態にあり、各種就労対策を実施しても就労が困難であると判断される者については、当該地域に自立支援センターがある場合には、自立支援センターへの入所を検討する。

自立支援センターにおいて、結果的に就労による自立に結びつかず退所した者については、改めて保護の要否を判断し、必要な保護を行う。

(ウ) ホームレスの状況(日常生活管理能力、金銭管理能力等)からみて、直ちに居宅生活を送ることが困難な者については、保護施設や無料低額宿泊事業を行う施設等において保護を行う。この場合、関係機関と連携を図り、居宅生活へ円滑に移行するための支援体

制を十分に確保し、就業の機会の確保、療養指導、金銭管理等の必要な支援を行う。

(エ) 居宅生活を送ることが可能であると認められる者については、当該者の状況に応じ必要な保護を行う。この場合、関係機関と連携して、再びホームレスとなることを防止し居宅生活を継続するための支援や、居宅における自立した日常生活の実現に向けて就業の機会の確保等の必要な支援を行う。

(8) ホームレスの人権の擁護に関する事項について

基本的人権の尊重は、日本国憲法の柱であり、民主主義社会の基本でもある。ホームレスの人権の擁護については、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、以下の取組により推進することが必要である。

ア ホームレスに対する偏見や差別意識を解消し、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発広報活動を実施する。

イ 人権相談等を通じて、ホームレスに関し、通行人からの暴力、近隣住民等からの嫌がらせ等の事案を認知した場合には、関係機関と連携・協力して当該事案に即した適切な解決を図る。

ウ 自立支援センターやシェルター等のホームレスが入居する施設において、入居者の人権の尊重と尊厳の確保に十分配慮するよう努める。

(9) 地域における生活環境の改善に関する事項について

都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、当該施設の適正な利用を確保するために、福祉部局等と連絡調整し、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、以下の措置を講ずることにより、地域における生活環境の改善を図ることが重要である。

ア 施設内の巡視、物件の撤去指導等を適宜行う。

イ アのほか、必要と認める場合には、法令の規定に基づき、監督処分等の措置をとる。

(10) 地域における安全の確保等に関する事項について

地域における安全の確保及びホームレスの被害防止を図るためには、警察が国、地方公共団体等の関係機関との緊密な連携の下に、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、地域安全活動、指導・取締り等を実施していくことが重要である。

ア パトロール活動を強化する等により、地域住民等の不安感の除去とホームレス自身に対する事件・事故の防止活動を推進する。

イ 地域住民等に不安や危害を与える事案、ホームレス同士による暴行事件等については、速やかに指導・取締り等の措置を講ずるとともに警戒活動を強化して再発防止に努める。

ウ 緊急に保護を必要と認められる者については、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)等に基づき、一時的に保護し、その都度、関係機関に引き継ぐ等、適切な保護活動を推進する。

(11) ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項について

ホームレスの自立を支援する上で、ホームレスの生活実態を把握しており、ホームレスに最も身近な地域の社会福祉協議会、社会福祉士会、NPO、ボランティア団体、民生委員及び児童委員等との連携・協力が不可欠である。特にNPO、ボランティア団体は、ホームレスに対する生活支援活動等を通じ、ホームレスとの面識もあり、個々の事情に対応したきめ細かな支援活動において重要な役割を果たすことが期待される。

ア 地方公共団体は、ホームレスと身近に接することの多い、社会福祉協議会、社会福祉士会、NPO、ボランティア団体、民生委員及び児童委員等との定期的な情報交換や意見交換を行う。

また、行政、民間団体、地域住民等で構成する協議会を設け、ホームレスに関する各種の問題点等について議論し、具体的な対策を図る。

イ 地方公共団体は、民間団体等に対して、実施計画や各種の施策や取組について情報提供を行うほか、各団体間の調整、団体からの各種の要望に対する行政担当者や専門家による協議を行うなど各種の支援を行う。

ウ また、ホームレスに対し、地方公共団体が行う各種の施策について、これらの民間団体に運営委託を行うなど、その能力の積極的な活用を図る。

(12) その他、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項について

近年の福祉行政をめぐる様々な課題の背景として、核家族化の定着や地域住民の相互のつながりの希薄化が指摘されている。ホームレス問題についても、失業等に直面した場合に、こうした家族の扶養機能や地域の支援機能等の低下の中で、家族や地域のセーフティネットが十分に機能しなくなっているという背景があり、問題をホームレスに特化したものとして考えるだけでなく、社会全体の問題としてとらえる必要がある。

こうしたホームレス問題の解決を図るためには、ホームレスの自立を直接支援する施策を実施するとともに、新たなホームレスを生まない地域社会づくりを実現するため、地域福祉の推進を図ることが重要である。

ア 地域福祉の総合的かつ計画的な推進を図るため、住民の主体的な参加による都道府県地域福祉支援計画や市町村地域福祉計画の策定を促進する。

イ NPO や地域住民等によるボランティアの幅広い参加により、地域福祉を住民全体で支え合う「共助」の社会の構築を目指し、NPO 等が活動しやすい環境づくりを支援する。

ウ 民生委員及び児童委員活動の円滑な遂行及び充実を図るとともに、研修等の推進を通じて、委員の資質の向上を図る。

エ 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち、判断能力が不十分なものに対して、福祉サービスの利用支援や日常的金銭管理等の援助を行う地域福祉権利擁護事業の利用の推進を図る。

3 ホームレス数が少ない地方公共団体の各課題に対する取組方針

ホームレス数が少ない地方公共団体においては、問題が顕在化していないこと等から行政や地域住民の意識も低く、関係団体の活動も低調となっており、さらに、近年の厳しい財政状況の下で、ホームレス対策に消極的なところが多く見られる。

しかしながら、現下の厳しい経済情勢の下、今後もホームレス問題の一層の顕在化が見込まれるため、ホームレスの数が少ない段階で、きめ細かな施策を実施することにより問題の早期解決を図ることが重要である。

このため、ホームレス数が少ない地方公共団体においても、以下の点を踏まえ、積極的にホームレス対策を講ずる必要がある。

- (1) 地域に根ざしたきめ細かな施策を必要とするホームレス対策は、本来、市町村が中心となって実施すべきであるが、市町村レベルではほとんどホームレスがいない場合には、広域市町村圏や都道府県が中心となって、施策を展開することも必要であり、特に、施設整備については、広域的な視野に立った活用を検討する。

- (2) ホームレスのニーズを的確につかむためには、相談事業の実施が不可欠であり、福祉事務所の窓口相談だけでなく、関係団体と連携しながら積極的に街頭相談を実施するとともに、個々のニーズに応じて、雇用や住宅、保健医療等の関係部局と連携して対応する。
- (3) ホームレス対策の多くは、既存の福祉や雇用等の各種施策の延長上にあり、既存施策の実施や充実の際に、ホームレス問題にも配慮して実施する。

4 総合的かつ効果的な推進体制等

(1) 国の役割と連携

国はホームレス対策に係る施策や制度の企画・立案を行う。また、効果的な施策の展開のための調査・研究、ホームレス問題やそれに対する各種の施策についての地域住民に対する施策の普及、啓発、または関係者の研修等を行う。

さらに、地方公共団体や関係団体におけるホームレスの自立の支援に関する取組等を支援するため、各種の情報提供を積極的に行うとともに、財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努める。

(2) 地方公共団体の役割と連携

都道府県は、本基本方針に即して、市町村におけるホームレス対策が効果的かつ効率的に実施されるための課題や方策を検討した上で、必要に応じてホームレス対策に関する実施計画を策定し、それに基づき、地域の実情に応じて計画的に施策を実施する。

その際、広域的な観点から、市町村が実施する各種施策が円滑に進むよう、市町村間の調整への支援、市町村における実施計画の策定や各種施策の取組に関する情報提供を行うなどの支援を行うとともに、必要に応じて、自らが中心となって施策を実施する。

市町村は、本基本方針や都道府県の策定した実施計画に即して、必要に応じてホームレス対策に関する実施計画を策定し、それに基づき、地域の実情に応じて計画的に施策を実施する。

その際、ホームレスに対する各種相談や自立支援事業等の福祉施策を自ら実施するだけでなく、就労施策や住宅施策等も含めた、ホームレスの状況に応じた個別具体的かつ総合的な施策を実施するとともに、こうした施策の取組状況等について積極的に情報提供を行う。

なお、実施計画を策定しない地方公共団体や策定過程にある地方公共団体においても、必要に応じて、積極的にホームレスの自立支援に向けた施策を実施する。

また、地方公共団体において、ホームレスの自立支援に関する事業を実施する際には、関係団体と十分連携しつつ、その能力の積極的な活用を図る。

(3) 関係団体の役割と連携

ホームレスの生活実態を把握し、ホームレスにとって最も身近な存在である社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体等の民間団体は、ホームレスに対する支援活動において重要な役割を担うとともに、地方公共団体が行うホームレスに対する施策に対し、事業の全部又は一部の委託を受けるなど、行政の施策においても重要な役割を担っている。

その際、関係団体は、自らが持っている既存の施設や知識、人材等を積極的に活用して事業を行うとともに、地方公共団体が自ら実施する事業についても積極的に協力をを行う。

5 基本方針のフォローアップ及び見直し

法附則第3条において、法の施行後5年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられることになっていることから、本基本方針についても策定後5年を目途に見直しをすることとする。

- (1) 本基本方針の運営期間は、5年間とする。
ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。
- (2) 5年間の運営期間が経過した際には、基本方針の見直しを行うこととなるが、見直しに当たっては、運営期間の満了前に基本方針に定めた施策についての政策評価等を行う。
この政策評価等は、ホームレスの数、野宿生活の期間、仕事や収入の状況、健康状態、福祉制度の利用状況等について、再度実態調査を行い、この調査結果に基づき決定する。
- (3) 評価結果については、関係者や有識者等の意見を聴取するほか、公表することとする。
- (4) 実態調査の結果や関係者、有識者等の意見については、基本方針や各種施策の在り方についての見直しに際して参考にするとともに、必要に応じて、地方公共団体、民間団体等からの意見も聴取する。

第4 都道府県等が策定する実施計画の作成指針

法第9条第1項又は第2項の規定に基づき、地方公共団体が実施計画を策定する場合には、福祉や雇用、住宅、保健医療等の関係部局が連携し、次に掲げる指針を踏まえ策定することが適当である。また、実施計画を策定した都道府県の区域内の市町村が実施計画を策定する場合には、この指針のほかに、都道府県の実施計画も踏まえ策定することが適当である。

1 手続についての指針

(1) 実施計画の期間

実施計画の計画期間は、5年間とする。

ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

(2) 実施計画策定前の手続

ア 現状や問題点の把握

実施計画の策定に際しては、ホームレス実態調査における当該地域のデータ等によりホームレスの数や生活実態の把握を行うとともに、関係機関や関係団体と連携しながら、ホームレスの自立支援に関する施策の実施状況について把握し、これに基づきホームレスに関する問題点を把握する。

イ 基本目標

アの現状や問題点の把握に基づいて、実施計画の基本目標を明確にする。

ウ 関係者等からの意見聴取

実施計画の策定に当たっては、当該地域のホームレスの自立の支援等を行う民間団体等ホームレス自立支援施策関係者からの意見を幅広く聴取するとともに、当該地域の住民の意見も聴取する。

(3) 実施計画の評価と次期計画の策定

ア 評価

実施計画の計画期間の満了前に、当該地域のホームレスの状況等を客観的に把握するとともに、関係者の意見を聴取すること等により、実施計画に定めた施策の評価を行う。

イ 施策評価結果の公表

アの評価により得られた結果は公表する。

ウ 次の実施計画の策定

アの評価により得られた結果は、次の実施計画を策定するに際して参考にする。

2 実施計画に盛り込むべき施策についての指針

実施計画には、第3の2に掲げたホームレス対策の推進方策に関する各課題に対する取組方針を参考にしつつ、当該取組方針のうち地方公共団体において実施する必要がある施策や、地方公共団体が独自で実施する施策を記載する。

3 その他

実施計画の策定や実施計画に定めた施策の評価等には、1(2)ウ及び1(3)アにより、関係者の意見の聴取等を行うほか、公共職業安定所、公共職業能力開発施設、都道府県警察等の関係機関とも十分に連携する。

また、都道府県においては、この実施計画の作成指針の他に、区域内の市町村が実施計画を策定する際に留意すべき点がある場合には、その内容を都道府県が策定する実施計画に記載する。

ホームレス自立支援等対策連絡会議設置要綱

1 目 的

ホームレス（都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場とし、日常生活を営んでいる者をいう。以下同じ。）の自立の支援等に関する対策の連絡協議を行うため、ホームレス自立支援等対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2 業 務

- (1) ホームレスの自立の支援等に関する対策の連絡協議
- (2) その他関連する事項について

3 構成員等

- (1) 連絡会議は、別紙に掲げる職にある者をもって構成する。
- (2) 連絡会議に座長を置き、保健福祉部地域福祉課地域福祉推進G主幹をもって充てる。

4 会 議

- (1) 連絡会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要に応じ構成員以外の者の出席を求めることができる。

5 庶 務

連絡会議の庶務は、保健福祉部地域福祉課において処理する。

(附 則)

この要綱は、平成13年10月25日から施行する。

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

この要綱は、平成15年11月28日から施行する。

別紙

部 局	課 名	職 名
環境生活部	生活文化・青少年室生活振興課	主 幹
	男女平等参画推進室	主 幹
経 済 部	雇 用 対 策 課	主 幹
	人 材 育 成 課	主 幹
建 設 部	企 画 調 整 課	主 幹
警察本部生活安全部	生活安全企画課	犯罪抑止対策第一統括官
保健福祉部	総 務 課	主 幹
	疾 病 対 策 課	主 幹
	地 域 保 健 課	主 幹
	保 護 課	主 幹
	地 域 福 祉 課	主 幹

道内民間団体一覧

民間団体名	支援地域	支援内容	連絡先
北海道社会保障推進協議会	道内全域	相談活動	011-758-2648
北海道生活と健康を守る連合会	道内全域	相談活動	011-736-1722
北海道の労働と福祉を考える会	札幌市内	相談活動、炊き出し 夜間パトロール 生活保護申請への同伴	09075158393
みなずき会	札幌市内	相談活動、炊き出し	011-682-8317
NPO法人 ハンド・イン・ハンド	札幌市内	相談活動、炊き出し 短期宿泊	011-272-0603
札幌弁護士会人権擁護委員会	札幌市内	法律・人権関係相談活動	011-281-2428
札幌司法書士会社会問題検討委員会	札幌市内	法律関係相談活動	田中克行司法書士事務所 011-866-9550
北海道勤医協	札幌市内	健康相談	011-811-5370
旭川・上川社会保障推進協議会	旭川市・ 上川支庁 管内	相談活動 自立支援(就業・住宅確保等)	(道北勤医協内) 0166-33-0854
どんぐりの会	旭川市内	炊き出し	
函館地方社会保障推進協議会・路上生活支援グループ	函館市内	相談活動 自立支援(就業・住宅確保等)	(建交労函館支部内) 0138-22-5644
ホームレス自立支援ネット苫小牧	苫小牧市内	相談活動 自立支援(就業・住宅確保等)	(勤医協苫小牧病院内) 0144-72-3151

自立支援ネット北海道構成団体：事務局 北海道社会保障推進協議会

北海道ホームレス自立支援等実施計画

発行年月 平成18年2月発行

編集発行 北海道保健福祉部地域福祉課

〒060-8588

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

電話 011-204-5267 (ダイヤルイン)